

平成31年第1回那須塩原市議会定例会

議事日程（第3号）

平成31年2月26日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 市政一般質問
- 9 番 佐藤一則議員
 - 1. 野生鳥獣による被害対策について
 - 2 番 中里康寛議員
 - 1. 水道法の一部改正による影響について
 - 2. 那須塩原市の魅力を創出する企業立地について
 - 25番 山本はるひ議員
 - 1. 再生可能エネルギー発電設備設置について
 - 2. 放課後児童クラブについて
 - 1 番 山形紀弘議員
 - 1. いちご一会とちぎ国体の本市の取り組みについて
 - 2. 温泉や地域資源を活用した地域の活性化について

出席議員（25名）

1番	山形紀弘	議員	2番	中里康寛	議員
3番	田村正宏	議員	4番	星野健二	議員
5番	小島耕一	議員	6番	森本彰伸	議員
7番	齊藤誠之	議員	8番	星宏子	議員
9番	佐藤一則	議員	10番	相馬剛	議員
11番	平山武	議員	12番	大野恭男	議員
13番	鈴木伸彦	議員	14番	松田寛人	議員
15番	櫻田貴久	議員	17番	眞壁俊郎	議員
18番	高久好一	議員	19番	相馬義一	議員
20番	齋藤寿一	議員	21番	君島一郎	議員
22番	玉野宏	議員	23番	金子哲也	議員
24番	吉成伸一	議員	25番	山本はるひ	議員
26番	中村芳隆	議員			

欠席議員（1名）

16番	伊藤豊美	議員
-----	------	----

説明のために出席した者の職氏名

副市長	片桐計幸	教育長	大宮司敏夫
企画部長	藤田一彦	企画政策課長	松本仁一
総務部長	山田隆	総務課長	田代宰士
財政課長	田野実	生活環境部長	鹿野伸二
環境管理課長	五十嵐岳夫	保健福祉部長	田代正行
社会福祉課長	板橋信行	子ども未来部	富山芳男
子育て支援課	相馬智子	産業観光部長	小出浩美
農務畜産課長	八木沢信憲	建設部長	稲見一美
都市計画課長	大木基	上下水道部長	磯真
水道課長	黄木伸一	教育部長	小泉聖一
教育総務課長	平井克巳	会計管理者	高久幸代
選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局長	増田健造	農業委員会事務局長	久留生利美

西那須野 後藤 修
支所長

塩原支所長 宇都野 淳

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 石塚 昌章

議事課長 小平 裕二

議事調査係長 関根 達弥

議事調査係 鎌田 栄治

議事調査係 室井 良文

議事調査係 磯 昭弘

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（君島一郎議員） おはようございます。

散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25名であります。

16番、伊藤豊美議員から欠席する旨の届け出があります。

—————◇—————

◎議事日程の報告

○議長（君島一郎議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

—————◇—————

◎発言の訂正

○議長（君島一郎議員） ここで塩原支所長から発言があります。

塩原支所長。

○塩原支所長（宇都野 淳） 昨日のフロンティアなすの齋藤寿一議員の会派代表質問2のふるさと支援センターについての答弁で誤りがございました。

旧金沢小学校の閉校日を平成28年3月と答弁すべきところを平成23年3月と、また「むらフェス」の日程につきましても、1月26日と答弁すべきところを1月27日と申し上げてしまいました。訂正しておおびを申し上げます。申しわけございませんでした。

—————◇—————

◎市政一般質問

○議長（君島一郎議員） 日程第1、市政一般質問を行います。

質問通告者に対し順次発言を許します。

—————◇—————

◇ 佐 藤 一 則 議 員

○議長（君島一郎議員） 初めに、9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） 皆様、おはようございます。

議席番号9番、那須塩原クラブ、佐藤一則です。

今定例会におきましては、君島市長、入院加療中のため不在であります。一日も早い回復を願っております。ふだん何げなく過ごしていますが、健康であることに改めて感謝しているところであります。

そんな中、東京オリンピックの競泳で金メダル獲得が有望視されていた池江璃花子選手が白血病であることが公表され、衝撃を受けました。私ごとですが、35年前、同じような病気を発症し、長期間にわたる治療を経験しております。治療が功を奏し、現在の私があります。それが世の中にとってよかったかどうかは、知る由もございません。

池江選手の心中を察するに余りあるところであり、回復復帰を願っております。今回の公表により白血病に対する関心が高まり、骨髄バンクへの問い合わせが激増しております。白血病等の血液難病の患者には骨髄移植が有効な治療法でありますので、より多くの方がドナー登録をなされて、一人でも多くの方が救われることを願ってやみません。

それでは、一般質問を行います。

1、野生鳥獣による被害対策について。

近年、野生鳥獣の個体数の増加によって、農林

水産業をめぐる鳥獣被害が深刻化、広域化しています。これまで主に鳥獣の生息域に近い中山間地で発生していましたが、最近では市街地にまで被害が拡大してきています。イノシシの分布域は、昭和30年代から昭和末期にかけては分布域に変化は見られませんでした。現在では、本市や県中部の宇都宮市でも確認されております。近年の鳥獣被害額は全国で200億円前後で推移しており、営農意欲を減退させる大きな要因となり、また耕作放棄地の拡大にもつながるなど、直接的な被害額だけでははかり知れない悪影響が懸念されています。その被害が広域化、拡大化していることが大きな問題であり、その背景としては、かつて狩猟は免許制であり、また狩猟や猟法などにも厳しい規制があるため、狩猟人口が減少し、狩猟者も高齢化しています。

また、気候変動の影響で少雪化、暖冬傾向にあるため、生息適地が変動、拡大しています。

そして、近年の農山漁村の過疎化、高齢化の進展等による耕作放棄地の増加といった人間の生活域の変化が挙げられます。

こうしたさまざまな要因から、平野部さらには市街地に野生鳥獣が出没しているものと見られていることから、以下についてお伺いします。

(1)農作物への被害額は、平成30年第3回定例会の一般質問にあったとおり、平成25年度の約4,150万円から平成29年度約8,900万円と倍増していますが、増加している主な被害と主な要因について。

(2)被害の軽減目標について。

(3)従来講じてきた被害防止対策と課題について。

(4)今後の取り組み方針について。

(5)鳥獣管理士の具体的な内容について。

(6)対象鳥獣の捕獲体制について。

(7)対象鳥獣の捕獲計画について。

(8)鳥獣被害対策実施隊の設置状況について。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員の質問に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（片桐計幸） おはようございます。

1の野生鳥獣による被害対策について順次お答えをいたします。

初めに、(1)の農作物への被害額増加の主な被害とその主な要因についてお答えをいたします。

増加している主な被害は、鳥類や鹿による稲の食害や、鹿やイノシシによる野菜類の食害であります。

次に、主な要因につきましては、鹿やイノシシの目撃情報がふえていることから、生息域の拡大や個体数の増加が主な原因と考えられます。

次に、(2)の被害の軽減目標についてお答えいたします。

鳥獣による被害を防止するため、平成29年度から平成31年度を計画期間とした那須塩原市鳥獣被害防止計画において、農業被害額は基準年である平成27年度6,288万円に対し、計画最終年度である平成31年度の目標値を1,258万円減の5,030万円を被害軽減目標としております。

次に、(3)の従来講じてきた被害防止対策と課題についてお答えをいたします。

現状の対策といたしましては、猟友会に有害鳥獣捕獲業務を委託し、鳥獣被害防止計画に基づく鳥獣の個体数の管理を行うとともに、鳥獣対策巡視員による捕獲や追い払い、さらには防除柵等設置事業費の補助により鳥獣被害の軽減や防止対策に努めております。また、専門家を講師に招いての地域での学習会などを行い、意識啓発活動も行っております。

課題といたしましては、地域、行政、猟友会などの関係者が一体となった対策が重要であり、関

係者の連携を強化し、地域全体での効果的な対策の実施が必要であると考えております。

次に、(4)の今後の取り組み方針についてお答えをいたします。

引き続き鳥獣被害防止計画に基づき、鹿180頭、猿350頭、イノシシ140頭、鳥類1,350羽などの鳥獣の捕獲による個体数管理や、防除柵等設置事業費の補助、地域での学習会などの被害軽減や防止対策を行ってまいります。

次に、(5)の鳥獣管理士の具体的な内容についてお答えをいたします。

鳥獣管理士につきましては、一般社団法人鳥獣管理技術協会が農作物被害、生態系被害、生活安全など、人と野生鳥獣のあつれきに関する地域課題の解決を担う人材の技術的能力を認証する資格制度になっており、現在全国で227人、栃木県内では103人、市内では7人の鳥獣管理士が登録されております。

次に、(6)の対象鳥獣の捕獲体制についてお答えをいたします。

現在、有害鳥獣の捕獲につきましては、市内にある猟友会8支部に有害鳥獣捕獲業務を委託し、1年を通して捕獲を行っております。

次に、(7)の対象鳥獣の捕獲計画についてお答えをいたします。

捕獲計画につきましては、(4)の取り組み方針でお答えしたとおりの捕獲数を定めております。

最後に、(8)の鳥獣被害対策実施隊の設置状況についてお答えをいたします。

鳥獣被害対策の実践的な活動を担っていただく野生鳥獣被害対策実施隊について、鳥獣被害防止計画の次期計画開始年度である平成32年度発足に向け、現在各猟友会支部の代表者と協議を進めております。

以上、答弁といたします。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） それでは、順次再質問を行います。

(1)につきまして、鹿やイノシシの生息域の拡大要因は気候変動の影響等が考えられますが、ほかにどのような要因が考えられるのかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 鹿やイノシシの生息域の拡大、気候変動以外にどのような要因が考えられるかというご質問でございますけれども、全国的な要因として挙げられているものとしましては、やはり里山林の未整備、そういったもの、こちらは鳥獣の隠れ場所になるというところ、それから耕作放棄地の増加、こちらが餌場等になるというところが拡大の要因として指摘されているところでございます。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） ささまざまな要因で人間の生活域に出てきているということでございますが、個体数の増加した主な要因についてお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 個体数の増加の主な要因ということでございますが、捕獲が進まないということに関しましては、いろいろ要因があると思っておりますけれども、一つには放射能の影響などにより捕獲した鳥獣がジビエとして活用できないといったところで、捕獲意欲が上がらないといったところ、それから鹿やイノシシといった増加数に捕獲数が追いついていないというところで、鹿は2歳から出産を始めまして年1頭出産します。それから、イノシシにつきましては、同じように

2歳から出産を始めまして、年間約5頭を出産するということで、非常に多い出産数があるというところで、そういったところでも追いついていないというところが要因かなというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） 人間の生活域に出てきた個体数ということは、それは十分理解したところなんですけれども、人間の地球問題で困っているのは少子化ということで、子どもが少ないということではあります、全体の野生鳥獣のそういう形でいけば、いっぱい子どもを産んだとか全体的な個体数とかコロニーとか、その辺の状況というのは把握しているのかどうかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 全体数の把握はしているかというところでございますけれども、なかなかそうした調査は行っていないというところでございます、具体的な数字については把握をしていないというところが現状でございます。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） そうですよ、確かに全体数の把握となると物すごい人的なものと資金も投入しなくちゃならないということで、それらにつきましましては了解したところでございます。

続きまして、(2)の被害の軽減についてお伺いをいたします。

被害軽減の目標値は、どのように設定されたのかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 被害軽減の目標値をどのように設定したかということでございますけれども、こちらにつきましましては、計画の策定に当

たりまして、県あるいは有識者といった方々の協議の中で、現状被害額に対して現実的な削減目標といったところを目安に、約2割といったところを削減目標として設定したところでございます。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） 協議した結果、2割ずつ減らすということは、それにつきましては理解したところでありますが、この被害に対しての支援策等がそういうものに対してあるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 農作物被害に対しての支援というところでございますけれども、農作物被害といったところに対して特別な支援というのは、現状ではございません。他の農産物の天候等による被害と同様に、やはり農業共済組合などの保険を利用していただきたいというところでございます。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） 確かに考え方はそうかと思えます。やはり被害があったら全て補償されるということであれば、つくっている人も被害があったらということで対策は講じられなくなってしまうかもしれませんので、その辺は理解したところでございます。

続きまして、(3)の従来講じてきた被害防止対策と課題についてなんですけれども、鳥獣の個体数の管理を行う基本的な方法についてお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 鳥獣の個体数管理の具体的な方法というところでございますけれども、個体数管理というところに関しましては、鳥獣被

害防止計画に沿った捕獲数というところの数を捕獲するというところで、基本的には猟友会による有害駆除といったところになります。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） 続きまして、鳥獣対策巡視員が構成されていますけれども、その構成と活動内容についてお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 鳥獣対策巡視員の構成と活動内容ということでございますけれども、構成としまして、メンバーは猟友会の会員という形になります。現在、高林地区2名、箒根地区2名、塩原地区2名の計6名の方をお願いしているところでございます。

具体的な活動内容といたしましては、定期的な地域内の巡回、それから鳥獣が出たときの捕獲や追い払い、あるいは市職員と連携しまして被害箇所や出没する箇所の現地調査といったところを活動内容としていただいております。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） その活動期間についてですけれども、これは通年行っているのかどうかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 基本的には通年の活動をお願いしているところでございます。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） 電気柵等を設置するに当たりまして、その設置手順について決まっていればお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 電気柵の設置手順と

いうご質問でございますけれども、基本的に補助金で、こちらは設置を支援するというところでございますので、そちらの流れというところでございますけれども、毎年、広報等で補助金申請のお知らせを行っておるところでございます。そのお知らせによりまして市民の方から申請がありまして、その内容を審査し、補助金額の決定をしているというところでございます。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） それに対しての設置するに当たりまして、その設置計画地域等があるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 電気柵等の設置の計画というところでございますけれども、こちらにつきましましては、被害防止計画の中で防止柵整備計画、これを電気柵については1万5,000m、それから電気柵については500mというところ、こちらを毎年の目標値として決めているところでございます。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） それらの計画につきましましては、わかったところなんですけれども、その設置基準についてお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 設置基準というところでございますけれども、こちらにつきましましては、補助対象者が市内に住所を有する受益者3戸以上で構成する組織ということになります。内容としましては、新たに設置する防護柵、あるいは修繕等を行う防護柵ということになります。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） それは申請がなされてと

いうことなんですけれども、それは誰が設置する
のかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 設置は誰がするのか
というところでございますけれども、こちらにつ
きましては、申請のあった方々に設置をしてい
ただくという形になります。あくまで市としては財
政的な支援のみという形になります。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） あくまでも設置するもの
に当たっては、申請者ということで、その場合、
支援策ということでございますが、その具体的な
支援策についてお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 具体的な支援策とい
うことでございます。具体的な支援策としまして
は、設置に関する費用、こちらの材料費、あるい
は設置費、あるいは資材購入費というところを補
助対象にして支援を行っているというところでご
ざいます。

参考までに申し上げますと、新設の場合、電気
柵については1台当たり124円、メートル当たり
の単価ですけれども、そちら、それからイノシシ用
の金網柵については、メートル当たり1,480円、
それから鹿・イノシシ兼用の金網柵等については、
メートル当たり2,150円といったところを基準に
補助金を支給しているというところでございます。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） メートル数の単価という
のは理解したところなんですけれども、その上限
について設定されているのかどうかお伺いをいた
します。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 上限を設定している
のかというところでございますけれども、すみま
せん、説明が不足申しわけありません。今申し
上げた単価が上限ということでございます。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） わかりました。

当然、野生鳥獣、人間を困らせようとして出て
きているイノシシ等は多分いないと思うんですけ
れども、やはり出てくるから被害があるのであっ
て、野生鳥獣が人の生活圏に出てこない対策はし
ているのかどうかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 野生鳥獣が人里に近
づかないような対策はしているのかというご質問
でございますけれども、こちらにつきましては、
現在、県の元気な森づくり県民税を利用した里山
林整備事業というのを行っております。

これはどういう事業かといいますと、田畑に隣
接しております里山林のやぶ払いを行いまして見
通しをよくして、鳥獣を寄せつけないといった対
策を行っているというところでございます。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） それらの事業におきまし
て被害が軽減されたかどうかという、それらの検
証は行っているのかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） こうした対策に効果
があるのかというところでございますけれども、
やぶ払いしたところについては、やはり鳥獣が近
づかないというところを被害軽減に効果があると
いったところは把握しております。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番(佐藤一則議員) やはり出てきてからということになると、なかなか大変だと思いますから、一番いいのは生活圏に出てこないのが一番いいということで考えておりますので、今後とも引き続き効果があるような施策なので、引き続きの事業としてよろしくお願いを申し上げます。

(4)については(3)と同じようなことなので、続いて(5)の鳥獣管理士の具体的な内容について再質問いたします。本市の鳥獣管理士の登録方法についてお伺いをいたします。

○議長(君島一郎議員) 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長(小出浩美) 鳥獣管理士の登録方法はというご質問でございますけれども、鳥獣管理士につきましては、一般社団法人鳥獣管理技術協会が認定する資格制度といったものでございます。鳥獣管理の専門的な教育を受けた人、または鳥獣管理士養成講座を受講した人が受験資格になりまして、その試験に合格した場合のみ鳥獣管理士資格が認定されるという仕組みでございます。

○議長(君島一郎議員) 9番、佐藤一則議員。

○9番(佐藤一則議員) 現在、市内では7人の鳥獣管理士が登録されているということでございますが、今後どのような形にしていくのか、計画があればお伺いをいたします。

○議長(君島一郎議員) 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長(小出浩美) 鳥獣管理士をどのような形にしていくのかというご質問でございますけれども、基本的には、鳥獣管理士の皆様に期待する活動内容といたしましては、行政あるいは猟友会と連携しながら地域における被害防止策のための集落点検、あるいは集落での学習会、あるいは防護柵の設置基準などの指導、そういった防止活動を積極的に行っていただきたいということ

ろでございます。

○議長(君島一郎議員) 9番、佐藤一則議員。

○9番(佐藤一則議員) その前段、鳥獣管理士になる前に、講習か試験かちょっとわかりませんが、それについての支援策があるのかどうかお伺いをいたします。

○議長(君島一郎議員) 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長(小出浩美) 鳥獣管理士になるための支援はあるのかというご質問でございますけれども、現状ではそういった支援はございません。

○議長(君島一郎議員) 9番、佐藤一則議員。

○9番(佐藤一則議員) その活動の主な内容についてお伺いをいたします。

○議長(君島一郎議員) 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長(小出浩美) 活動内容というところでございます。先ほどの答弁と重複しまして大変恐縮でございますけれども、活動内容としましては、行政や猟友会との連携しながらの被害防止のための集落点検、あるいは集落での学習会、あるいは防護柵の設置指導といった被害防止活動といったものを活動内容としてお願いしたいと考えております。

○議長(君島一郎議員) 9番、佐藤一則議員。

○9番(佐藤一則議員) その活動に対する支援はあるのかどうかお伺いをいたします。

○議長(君島一郎議員) 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長(小出浩美) 鳥獣管理士の活動に対する支援ということでございますけれども、具体的に鳥獣管理士の活動だからこういった支援があるといったものは現在のところございません。

○議長(君島一郎議員) 9番、佐藤一則議員。

○9番(佐藤一則議員) そうすると、あくまでも

ボランティア活動ということで理解してよろしいんですか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 出ていただければそれなりの報酬といったものはございます。活動そのものに対する支援はないというところがございます。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） 続きまして、(6)の対象鳥獣の捕獲体制についてでございますが、この捕獲手順についてお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 鳥獣の捕獲手順ということでございますけれども、基本的には市民からの通報、あるいは巡視といったところ、ここに鳥獣が発生しているといったところの情報を得まして、出没付近にわなの設置をして捕獲しているといったところが一般的な捕獲手順というところがございます。

また、有害鳥獣の駆除に関しては、1年を通じて市内全域で捕獲を行っているというところの現状でございます。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） 捕獲に際しての猟友会等に対する支援策はあるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 捕獲に対する支援ということでございますけれども、猿、鹿、イノシシといった比較的比较大的な鳥獣の捕獲に対しては報償金といったものを出しておるところでございます。

具体的に申し上げますと、報償金、基本的には鹿、猿、イノシシ、同額でございますけれども、国から8,000円、市単独で5,000円、合わせて1万3,000円、1頭当たり捕獲に対して報償金を出しているというところでございます。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） その辺につきましてはわかりましたけれども、これらにつきまして1頭ということはわかるんですけれども、捕獲頭数全てに対して上限がなしでこれが支払われるということでございます。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 捕獲頭数に対して全額報償費を支払うのかということでございますけれども、基本的には予算といったものがございすので、その中でのお支払いということになりますところでございます。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） 今、猟友会の方が非常に活躍しているということでございますが、なかなか猟友会の方も高齢化、また新規に取得する人も減っているということがありますが、狩猟に対して免許取得等に対する支援策はあるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 狩猟免許の取得に対する支援ということでございますけれども、こちらにつきましては、市としましては捕獲者数は増加させたいということでございまして、狩猟免許取得費補助金といったものを交付しているところでございます。

具体的に申し上げますと、こちらは平成28年12月から設置した補助金制度でございまして、1種

銃猟免許、こちらについては定額で1万円、それから、わな猟、それから、網猟の免許といったところにつきましては、定額で5,000円といったところを支援しているというところでございます。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） この辺につきましては、当然、申請して試験を受けてということなんでしょうけれども、そうした場合、市のほうに申請があれば誰でもその支援は受けられるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 免許取得者、取得したいという方については、基本的に補助をしているというところでございます。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） 続きまして、(7)の対象鳥獣の捕獲計画についてでございますが、先ほどありました被害額につきましては、2割程度の軽減を目指しているということでございますが、この捕獲計画についても、この被害目標値を達成するためのものなのかどうかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 捕獲計画数、被害軽減を目標とするものなのかというところでございますけれども、基本的に捕獲数といったものに関しましては、その被害軽減を達成するといったところを目標に設定しております。その際には、過去の捕獲実績等を参考にその数を定めているというところでございます。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） そうしますと、被害額と捕獲頭数というのは正比例しているという考えでよろしいのかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） やはり被害が多ければ捕獲頭数をふやすといったところは、基本的にはそのような考え方で目標を設定しているというところでございます。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） それにつきましては理解したところでありますが、捕獲計画数に達した場合は、それ以上の捕獲は行うのか行わないのかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 捕獲計画数に達した場合、それ以上の捕獲を行うのかというところでございますけれども、計画数を超えてしまった場合でも被害の状況を見て、捕獲は行っているというところが現状でございます。

仮に捕獲数が捕獲計画数を超えてしまった場合は、翌年度以降の中でその数値等については見直しを行って翌年度以降の捕獲数を決めているというところでございます。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） そうすると、捕獲計画数に達した場合でも、それ以上捕獲頭数をふやしていけば当然、今、綿密に関係あるということで被害額が前倒しで2割以上軽減するようになると思うんですけれども、その辺についてはどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 捕獲頭数が多ければ被害額の軽減は見込めるというところでございます。ただいろんな要因がございますので、一概に必ずこの頭数を取ったから、これだけの被害減

が見込めるといったものでもございませんので、その辺はある程度状況を見ながら翌年度の捕獲数を決めていくというところが現状でございます。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） わかりました。

続きまして、(8)の鳥獣被害対策実施隊の設置状況についてでございますが、鳥獣被害対策実施隊が設置された場合、これは国等からの支援はあるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 鳥獣被害対策実施隊が設置された場合、国などの支援はあるのかというご質問でございますけれども、実施隊につきましては、まず市に対しましては実施隊の活動費の8割が特別交付税の措置があるというところがございます。

それから、隊員になられた方につきましては、銃保持の免許の更新時に技能講習が免除されるといったこととか、身分としては地方公共団体の非常勤特別職という身分が保証されるといったところがございますし、そのほか狩猟税といったものが軽減される、あるいは先ほど申し上げましたように非常勤の公務員という形になりますから、公務災害の適用が受けられるとか、そういった優遇措置がございます。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） 鳥獣被害対策実施隊の設置をできるだけ早い発足を目指したいという平成30年9月の定例会の一般質問の答弁でありました。設置により国からの支援があり、かつ野生鳥獣被害対策には非常に有効とされております。そういう中で先ほどの答弁でありましたが、鳥獣被害対策実施隊の平成32年度発足を目指したいということですが、それより早く設置できない課題

等はあるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 実施隊の発足、32年度より早く設置できないかというご質問でございますけれども、現在こちらにつきましては、昨年9月の答弁の中で、できるだけ早い設置を目指したいというふうにお答えさせていただいたところでございまして、それ以降、8つの猟友会の支部の方々と協議を進めてまいったところで、ことしの12月におおむね来年の発足についての合意を得たというところでございます。

これからの作業としまして、じゃ具体的にどのような実施隊を編成するのか、どのような構成メンバーでやるのかとか、そういう活動の具体的な内容、あるいは活動の範囲といったものを詳細に詰めまして要綱等を定め、また費用につきましても、非常勤特別職条例にこちらの実施隊の報酬を計上しなければならないといった事務的な手続きもでございます。それともう一点、鳥獣被害防止計画、こちらがちょうど31年度、ことし限りで計画期間が終わるということで、32年度から新たな防止計画の計画期間になるということで、そのタイミングでこの実施隊というのを計画の中に盛り込んでいきたいというところもございまして、現状では32年度から発足させたいというところでございます。

○議長（君島一郎議員） 9番、佐藤一則議員。

○9番（佐藤一則議員） 被害の軽減につきましては、野生鳥獣が里山から出てこないのが一番いいんでしょうけれども、そちらの対策とあわせて、出てきてからでも当然、鳥獣被害対策実施隊が非常に有効であるということでもありますので、現在調整中というのは十分理解はできるんですけども、その調整も産業観光部長の力をもってい

ち早く調整をいたしまして、いち早い実施隊の結成をよろしく願いたいまして、質問を以上で終わります。

○議長（君島一郎議員） 以上で9番、佐藤一則議員の市政一般質問は終了いたしました。

◇ 中 里 康 寛 議 員

○議長（君島一郎議員） 次に、2番、中里康寛議員。

○2番（中里康寛議員） 皆さん、こんにちは。

議席番号2番、那須塩原クラブ、中里康寛でございます。

それでは、通告書に基づきまして市政一般質問を行います。

1、水道法の一部改正による影響について。

水道は、市民生活に必要不可欠なライフラインとして地域住民の生命と暮らしを守るという極めて重要な役割を担っております。人口減少社会や節水型社会への移行等による水需要の減少に伴い、料金収入の減少傾向は強まると見込まれます。

また、高度経済成長期以降に整備された施設等の老朽化や近年頻発する自然災害への対策として施設の着実な更新を行う必要があります、そのための経費は加速度的に増加していくことが見込まれます。さらには、こうした課題に対応していくために必要となる専門人材の確保も課題となっております。

このため、水道事業が将来にわたって持続的な経営を確保していくためには、経営基盤の強化に取り組むことが不可欠であることから、総務省内に平成30年1月に水道財政のあり方に関する研究会が設置され、約10カ月間の検討の後、平成30年12月の国会において主に広域連携の推進や水道施

設等の運営権を民間業者に設定できる仕組みなどを盛り込んだ水道法の一部改正が可決されました。

一方で、マスメディアの報道にもあるように、水質の悪化や水道料金の高騰などの懸念もされていることから、本市の現状についてお伺いするものです。

(1)水道法の一部改正による本市の対応についてお伺いいたします。

(2)広域連携の推進及び水道施設等の運営権について本市の考え方を伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 2番、中里康寛議員の質問に対し答弁を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（磯 真） 1の水道法の一部改正による影響について順次お答えいたします。

初めに、(1)の水道法の一部改正による本市の対応についてお答えいたします。

今回の法改正に伴い導入されました指定給水装置工事事業者更新制度や、水道施設台帳整備などの着実な実施に向け、準備を進めているところでございます。

次に、(2)の広域連携の推進及び水道施設等の運営権について、本市の考え方についてお答えいたします。

広域連携につきましては、那須塩原市水道事業ビジョンにもありますとおり、地域の特性を考慮しつつ検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、水道施設の運営権については、現在のところ設定する考えはございません。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 2番、中里康寛議員。

○2番（中里康寛議員） 部長からご答弁いただきました。

(1)から(2)まで関連性がございますので、一括して再質問をさせていただきたいと思っております。

運営権については、現在、考えてはいないという
ことで承知しました。

1つ目の再質問でございますけれども、国の動
きとして、平成28年度中に46道府県において検討
体制が設置されることとなっております。本市は
県と県のどのような組織と協議を進めることとな
っているのかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（磯 真） 栃木県におきまして
は、平成28年度に県内の水道事業者などで構成し
ております検討会を設置しております。そのため、
この組織の中で広域化の協議が行われるものと思
われます。

○議長（君島一郎議員） 2番、中里康寛議員。

○2番（中里康寛議員） 承知しました。

では、次が広域化についてですけれども、県の
水道ビジョンには県北地域広域圏として、那須塩
原市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市、
茂木町、塩谷町に那須町、那珂川町の5市4町で
区分されているのですが、この圏域でもって推進
プランがされるという考え方でよろしいのかお伺
いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（磯 真） 県の水道ビジョンの
中では、県南、県央、県北で広域圏の設定を行っ
ておりますけれども、この圏域ごとに推進プラン
が策定されるかどうかということにつきましては、
今のところ未定でございます。

○議長（君島一郎議員） 2番、中里康寛議員。

○2番（中里康寛議員） 承知しました。

広域化推進プランは県が主導的な役割で策定に
当たるとは思いますが、いつからその策定作業に入
るとか、いつから自治体へのヒアリングがあると

か、スケジュール的なことについてお伺いいたし
たいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（磯 真） 水道広域化推進プラ
ンを策定するのが栃木県でございますけれども、
今のところ明確なスケジュールは定めていないと
お聞きしております。

なお、国から県に対しましては、2022年度末ま
でにプランを策定して公表するよう通知が出され
たところでございます。

○議長（君島一郎議員） 2番、中里康寛議員。

○2番（中里康寛議員） 推進プランを策定するに
当たっての体制についてでございますけれども、
水道課、または関係部局としての財政課もかかわ
ってくるのだらうと思いますが、本市はどのよう
な体制で策定に当たるのかお伺いしたいと思いま
す。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（磯 真） 推進プランを策定す
るに当たっての市の協力体制につきましても、現
時点では未定でございますけれども、必要に応じ
て関係各課との協議を進めてまいりたいと考えて
いるところでございます。

○議長（君島一郎議員） 2番、中里康寛議員。

○2番（中里康寛議員） わかりました。

推進プランの策定に要する経費、あるいは広域
化のための施設やシステム整備に要する経費など
について、国から財政措置などあると思いますが、
現状分かる範囲でメニューなど教えていただきた
いというふうに思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（磯 真） 水道広域化推進プラ

ンの策定に要する経費につきましては、国からの通知によりますと、生活基盤施設耐震化等交付金の対象とするということとあわせて、地方負担額につきましても標準的な財政需要に基づき、普通交付税の措置を講じることとされております。

また、広域化推進プランに基づき実施する広域化のための施設やシステムの整備に要する経費につきましても、地方財政措置を講ずることとされておりますけれども、詳細につきましては別途通知が来る予定でございます。

○議長（君島一郎議員） 2番、中里康寛議員。

○2番（中里康寛議員） 広域化の効果についてですけれども、財政的なシミュレーションなど、こういうものというのは県から示されてはいるのでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（磯 真） 財政的なシミュレーションにつきまして、現時点では県からは特に示されておりませんが、今後、広域化推進プランを策定していく中で検討されてくるものと考えております。

○議長（君島一郎議員） 2番、中里康寛議員。

○2番（中里康寛議員） わかりました。

広域化の検討に当たりまして、現状におけるメリットとデメリットについて、私見でも構いませんので伺いたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（磯 真） 広域化に当たっての現状でのメリットとデメリットということなんですけれども、広域化の具体的な方策といたしましては、経営の統合や施設の共同設置、資材の共同購入などさまざまな手法がございます。そういったさまざまな手法の検討を重ねていく中で、メリ

ット、デメリットというものが明らかになってくるものと認識しているところです。

○議長（君島一郎議員） 2番、中里康寛議員。

○2番（中里康寛議員） 了解しました。

では、結びとなりますが、水道は市民の生活に欠かせないライフラインでございます。その中で、市民との合意形成を得ながら運用していくことが大切であるというふうに思います。今後、水道事業の形態が変化していく中においては、市民に対して丁寧でわかりやすい説明、情報提供をお願い申し上げます。

○議長（君島一郎議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、中里康寛議員。

○2番（中里康寛議員） 2つ目の質問に移ります。

那須塩原市の魅力を創出する企業立地について。平成29年3月に策定した第2次那須塩原市総合計画では、基本施策の一つに雇用環境を整備すると定め、目指すまちの姿として地元企業等への雇用を促進し、企業の立地や規模拡大を支援することで就業環境が整備されていますとしております。少子高齢化の進展、そして人口減少社会の到来など大きな課題に直面する我が国にあって、地方でも地域社会の活力を維持していくためにさまざまな取り組みが進められております。

そして、そのために多くの自治体で力を入れているのが企業立地であります。本市においても平成30年2月に高林地内に約18haの土地を購入し、

産業団地として用地の造成を行うなど、現在企業立地を進めているところであります。企業立地を促進し、市民の雇用機会の拡大と産業振興を図ることは、本市の魅力創出において重要であることから、以下の点についてお伺いいたします。

(1)企業立地に向け、現在どのような取り組みがなされているのか、活動の現状と実績についてお伺いいたします。

(2)企業立地についてどのような戦略で活動がなされているのか、企業立地のターゲットとなる業種は何であるかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

副市長。

○副市長（片桐計幸） 2の那須塩原市の魅力を創出する企業立地についてお答えをいたします。

(1)の企業立地に向け、現在どのような取り組みがなされているのか、活動の現状と実績について、(2)の企業立地についてどのような戦略で活動がなされているのか、企業立地のターゲットとなる業種は何であるかにつきましては、関連がございますので一括してお答えをいたします。

市では企業立地の促進に向け、現在、那須高林産業団地への一日でも早い企業立地を図るために、迅速かつ計画的な整備を進めております。あわせて、県の「北都」那須塩原市の魅力と当産業団地が持つすぐれた交通アクセスなどの利便性と分譲予定価格などの経済性、自然災害に強い安全性などの立地環境の優位性について、広くPR活動を進めております。

戦略といたしましては、県との緊密な連携による効果的な誘致活動を特に重要視しており、県等が作成する産業団地を紹介する冊子等への掲載や、県が開催する企業立地セミナーへの参加、県と合同での首都圏、関西圏への企業訪問など、県と一体となった取り組みを進めております。

ターゲットとなる業種につきましては、現時点で特に限定しておりませんが、雇用機会の拡大による移住定住の促進と地域産業の振興が期待できる企業を誘致したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（君島一郎議員） 2番、中里康寛議員。

○2番（中里康寛議員） 副市長にご答弁いただきました。

(1)から(2)まで関連性がございますので、一括して再質問させていただきます。

県との緊密な連携という部分において、連携体制が具体的にちょっとイメージしづらいのですが、例えば那須高林産業団地企業誘致チームみたいな連携体制であるのか、あるいは県が主導的な立場でもって一方的に落ちてきたことを市が消化する、こなしていくような縦の連携であるのか、具体的にどのような連携体制でもって、どのように情報交換がなされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 県との連携において横の関係なのか、縦の関係なのかというところのご質問でございますけれども、こちらの連携体制につきましては、県としましては本市のほか、県内の企業立地を目的に組織しました協議会、あるいは東京事務所、大阪センターといったところで県としての企業誘致活動を展開していただいているというところでございます。

また、個別に県と那須塩原市が合同で企業訪問のような実施も行っているというところでございます。

このような連携という形でございますので、形態としては横連携のチームのような連携をとらせていただいているというところではないかというふうに感じております。

なお、那須高林産業団地につきましては、新規の工業団地であるといったところから、県でも特に重要視をしていただいております、東京あるいは大阪といったところで県が主催するセミナー等、県がみずからプレゼンをしていただいているといった取り組みなどを行っていただいております。

○議長（君島一郎議員） 2番、中里康寛議員。

○2番（中里康寛議員） 横の連携だということで承知しました。

県と合同で首都圏あるいは関西圏への誘致活動は、年に何回程度行われるものなのかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 県と合同での誘致活動の回数ということでございますけれども、まず首都圏におきましては、セミナー1回、それから展示会の出展が1回、それから合同の企業訪問が5回の12社といった実績がございます。

また、関西圏におきましては、セミナー1回、それから展示会への出展1回、それから合同の企業訪問が4回9社といった実績がございます。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） 2番、中里康寛議員。

○2番（中里康寛議員） 結構活発に活動がなされているんだなというふうに思いました。

ちなみに栃木県以外との連携などは、あつたりはするのでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 県以外との連携ということでございますけれども、金融機関の足利銀行あるいは那須信用組合といったところにつきましては、政策協定等を結んでおりますので、そ

らの体制のもと、営業実施時に産業団地を紹介していただいたりといった取り組みを行っていただいているところでございます。

また、来年になりますけれども、来年からは東日本連携の関係でさいたま市とも連携をさせていただきまして、さいたま市の産業・物産交流展等においてさいたま市内の企業に那須高林産業団地の紹介をさせていただく機会を設けていただくというようなことになっております。

○議長（君島一郎議員） 2番、中里康寛議員。

○2番（中里康寛議員） ほかの自治体との連携もあるということで、とてもプラスになるんだというふうに思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、企業立地分野での那須塩原市の認知度や反響がわかれば一番よいのですが、現状では調査している最中であると思いますので、答弁できる状況ではないと思いますので、栃木県あるいは県北の認知度や反響については、どのように伺っているのかお聞かせください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 現状での認知度あるいは反響といったところのご質問でございますけれども、やはりこの産業団地造成は現在着手したばかりということで、今現在は広くPR活動を展開しているというところでございまして、その認知度あるいは具体的な反響、直接的な反響といったところについては、把握はできていないというところでございます。

しかしながら、那須といった地名から連想される豊かな自然ですとか、あるいは御用邸といったところのイメージから、地域としては非常に好印象を持たれているというような手応えは感じているというところでございます。

○議長（君島一郎議員） 2番、中里康寛議員。
○2番（中里康寛議員） 今はまだPR活動中という
ことですので、今は種まきの段階だと思いま
すので、反響というよりは、そういった活動に力
を入れながらやっているということで承知しまし
た。

誘致活動における現状での課題などあれば伺
いたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。
産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 誘致活動における現
状での課題ということでございますけれども、課
題として現在捉えているところとしましては、県
北に立地を希望する企業の早期発掘、なるべく早
くに企業を見つけたいというところ、それから、
この産業団地の立地優位性の積極的なPRとい
ったところを課題として考えているところでござ
います。

○議長（君島一郎議員） 2番、中里康寛議員。
○2番（中里康寛議員） 誘致活動における今後の
展開について伺いたいのですが、例えば、このよ
うな結果を迎えるために今後どのようなアクション
を考えていて、どのようなプロセスを踏んでい
くというような計画性、あるいはスケジュール的
なことがあれば、私見、あるいは思い描いている
イメージで結構ですので伺いたいと思いますが。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。
産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 今後の展開のイメ
ージというご質問でございますけれども、できるだ
け早期に立地企業を発掘いたしまして、確保して
いきたいというところでございます。造成工事
着手後に予約分譲の受け付けをできるだけ速やか
に開始したいというところでございます。

また、造成工事につきましては、来年度後半に

着手しまして、2020年度に完成させたいという
ところでございます。

また、県との連携を継続しながら、市としても
積極的な企業誘致活動を、具体的にはホームペ
ージ、あるいは新聞広告、あるいはアンケート、あ
るいは市独自の企業訪問等を展開して、できるだ
け早い展開、2020年度の完成後、できるだけ早く
企業を立地させたいというイメージを持っている
というところでございます。

○議長（君島一郎議員） 2番、中里康寛議員。
○2番（中里康寛議員） 承知しました。

企業誘致を県との連携で効果的に実施するた
めには、人材交流の人数もふやすなどして効果
を上げている自治体がございます。現在、栃木
県との人材交流制度の内容はどのようになっている
のか伺いたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 中里康寛議員にお聞
きしますが、この人材交流という部分につきま
しては、どういった部分での人材交流になるん
でしょうか。栃木県と市のほうとしては、一般
的な行政の部分での交流というのはあるん
ですけれども、産業団地の関係に
関しては人材交流というような意味で受け取
ってよろしいのでしょうか。

○2番（中里康寛議員） はい。
○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） 人材交流制度の内容とい
うことで、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、一般的に栃木県との人材交流制度につ
いては、3種類ございます。

まず、市の職員を県へ派遣する、いわゆる実
務研修と呼ばれるところでございます。これは
職員の専門的技術の向上、あるいは資質の
向上を図るためのものでございます。

2番目としては、反対に県の職員が市へ派遣という形で、これは市の行政の事務処理の合理化あるいは能率化を図るための制度でございます。

3つ目、これが今回の質問に関連するところだと思いますが、県職員と市職員の相互交流という人材交流制度がございます。県と市、相互の行政運営の円滑化を図るための制度でございまして、この3つの制度の中で今年度、市の状況といたしましては、1番目の実務研修として大田原土木事務所に1名、それから3番目の相互交流といたしまして、県産業政策課の職員、それから市の商工観光課の職員1名ずつがそれぞれに交流して、県として活躍をしていただいているというところがございます。

○議長（君島一郎議員） 2番、中里康寛議員。

○2番（中里康寛議員） わかりました。

企業立地は県との連携が重要であるというその中において、県との人材交流要員、あるいは今後、雇用推進室の人材をふやすことも必要ではないのかというふうに思いますが、そのあたりのことについて考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） 先ほどお話をいたしました県と市との交流によりまして、県との連携は十分図られているものと思っておりますが、今後ご質問の人材交流要員や雇用推進室の増員につきましては、業務量や市全体の状況を勘案しまして、必要に応じて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 2番、中里康寛議員。

○2番（中里康寛議員） わかりました。ありがとうございます。

企業立地における本市の一つのPRポイントとして災害が少ないということが挙げられておりま

す。このポイントに着目しまして、どのような業種が本市に向いているのか考えてみますと、多額の設備投資をする製造業ではないかと思いますが、その点について考えを伺いたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 本市の企業立地に際しまして、災害が少ないというところで製造業が向いているのではないかとご質問でございますけれども、自然災害は昨今、非常に大きなものが多発しているという状況がございます。そうした状況に鑑みて、災害対策として事業継続計画、いわゆるBCP計画といったものを策定している企業なんかもございます。

そうした観点で多額の設備投資を行う製造業といったところに関しては、自然災害が少ないといったところは非常にPRポイントになるのではないかとご質問でございます。企業誘致においてもこの点をPRするといったところは非常に有効ではないかとご質問でございます。

また、製造業におきましては、地元企業との連携あるいは地元特産品の活用を通じて、地域に新たな活力が生じる可能性も期待できるところを感じているところでございます。

○議長（君島一郎議員） 2番、中里康寛議員。

○2番（中里康寛議員） わかりました。よろしくお願ひします。

結びとなりますが、昨年の10月に建設経済常任委員会で企業立地の行政視察に佐賀県の鳥栖市に行ってまいりました。鳥栖市の企業立地状況と申しますのは、例えば分譲価格について、本市は平米当たり予定価格でありますけれども、9,100円の価格に対しまして、鳥栖市は2万3,400円と、本市の2.5倍以上もするのですが、とても問い合

わせが多く、逆にお断りをしていて、企業側は次の産業団地整備を待っている、また市側も優良農地しかなく、土地がなく、今後はその優良農地を産業団地として整備するべきかどうかを慎重に検討している状況だということを伺ってまいりました。

では、どうしてこんなに企業立地がすごいのかと申しますと、この鳥栖市は交通の便において、物すごく立地が恵まれております。鉄道分野では、縦ルートの九州新幹線が通っておりまして、また平成34年には長崎までの横ルートの新幹線も開通する、また道路においては、九州を縦断、横断する高速道路も通っていて、鉄道も道路も両方のクロスポイントに位置しているのが鳥栖市でございます。この物理的な立地条件は到底かなわない。かなわないのですが、そんな鳥栖市でも企業立地は県との連携が一番重要であるということはおっしゃってございました。県とは横の連携を築けるように関係性を築いてきたというお話も伺ってまいりました。例えば県と市の企業立地部局とが意見交換会などを定期的に開催して、よりよい関係を築くためにその企業誘致活動の核となる役所の中から取り組むことが重要だというお話も伺ってまいりました。

その結果、人事分野では、県からはノウハウのある人材を四、五人こちらに来てもらって、県には、企業誘致専門の人材を育成するために四、五人の人材を県に出向させたり、企業立地分野では、将来において継続的によい形で事業ができるように築いた礎を壊さないように、そんなことにも取り組んでいる。これも一つの役所内部における戦略なんだななんていうふうにも思いました。

企業立地は那須塩原市の魅力を創出する最も重要な事業の一つでありますし、今や全国の自治体による企業誘致合戦、そんな時代であると思いま

す。この戦いには、万全の態勢で臨んでいただきますようお願い申し上げまして、私の市政一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（君島一郎議員） 以上で2番、中里康寛議員の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◇ 山本 はるひ 議員

○議長（君島一郎議員） 次に、25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 皆さん、こんにちは。山本はるひです。

それでは、市政一般質問を行います。

1、再生可能エネルギー発電設備設置について。

2012年に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されたことを契機に、全国的に大規模太陽光発電施設（メガソーラー）の設置が進んでいます。

本市では、千本松、横林、青木など各所にメガソーラーと呼ばれる発電施設があり、さらに計画中のものもあると聞いています。メガソーラーは、工場跡地や空き地だけではなく、平地林を伐採してつくることもあり、それが災害発生の誘因になり、景観や環境の悪化、生態系への影響の心配もあって、市民から不安の声を聞くことが少なくありません。

市は、昨年4月に那須塩原市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドラインを策定していますが、再生可能エネルギーの中でも特に太陽光発電の大規模事業については、自然環境や生活環境との調和を図りながら導入を図る必要があると思うことから、質問をいたします。

(1)那須塩原市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン策定の理由、その内容

と特徴、ポイントは何かについて伺います。

(2)市内にある再生可能エネルギー発電事業の現状、特に太陽光発電設備の現状について伺います。

(3)太陽光発電設備設置について、ガイドライン策定前の市のかかわり、策定後の届け出件数、市による確認や指導について伺います。

(4)ガイドラインには、「発電事業と地域との調和を図り、豊かな自然環境及び安全で安心な生活環境の保全及び形成を図ることを目的にする」とありますが、このガイドラインで目的が達成できるか、今後の方策について伺います。また、条例策定の考えはあるか伺います。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員の質問に対し答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（鹿野伸二） 1の再生可能エネルギー発電設備設置について順次お答えをいたします。

初めに、(1)的那須塩原市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドラインの策定の理由、その内容と特徴、ポイントは何かについてお答えをいたします。

国が示した事業計画策定ガイドラインを踏まえまして、発電事業者が自然環境、生活環境、景観等への影響や災害発生リスク等を適切に把握し、地域と共生して自主的に取り組むよう、国の推奨事項をもとに具体的に市で定めたものであります。

内容といたしましては、対象を太陽光、風力、小水力、その他の発電設備で出力10kW以上の事業用のものといたしまして、事業計画の構想から発電設備の設置、運用、撤去及び処分の完了に至るまで、地域との関係構築や周辺環境への配慮、こういったものを事業者に促すものとなっております。既に着工済み、稼働済みの発電設備につきま

しても、各段階に応じた対応を求めるものとしております。

特徴といたしましては、立地を避けるべきエリア、こういったものを設定したこと、計画の構想時点で市のほうに事前確認を行うこと、出力50kW以上の太陽光発電設備につきましては、説明会の実施を求めまして、必要に応じて近隣住民と協定を締結するもの、こういったこととなります。

ポイントは、事業計画が具体化する前に適正な立地誘導を行うとともに、周辺住民や環境に十分配慮することで地域との共生を図ること、ここにあります。

次に、(2)の市内にある再生可能エネルギー発電事業の現状、特に太陽光発電設備の現状についてお答えをいたします。

国が公表している事業計画認定情報、この数字によりますけれども、平成30年9月末時点で市内の再生可能エネルギー発電事業全体の導入件数は5,064件、容量は18万719kWとなっております。そのうち太陽光発電は、10kW以上のものが1,601件、容量は16万2,806kWとなっております。

次に、(3)の太陽光発電設備設置について、ガイドライン策定前の市のかかわり、策定後の届け出件数、市による確認や指導についてお答えをいたします。

太陽光発電設備の設置に当たっては、市への届け出義務等はございません。ガイドライン策定以前は、森林法、農地法などの個別の法令に該当する場合のみ、それぞれの所管課が対応しておりました。

ガイドラインにおきましては、事業計画の届け出を求めておりまして、その届け出件数は31年1月末現在の数字ですけれども、10件となっております。

市による確認や指導につきましては、届出書の

内容によりまして行っているというところがございます。

最後に、(4)のこのガイドラインで目的が達成できるか、今後の方策と条例策定の考えについてお答えをいたします。

ガイドラインを運用を開始して約1年となりまして、策定前と比べまして計画の事前相談、一部見直し、説明会の実施、届出書の提出、こういったものが行われるようになったこと、こういったことから目的達成のための効果はあったものと捉えております。

そうしたことから、今後も引き続きガイドラインの運用を行ってまいりたいと、このように考えております。

条例の制定につきましては、ガイドラインの効果を見ながら、国・県、ほかの市町、こういったものの動向を注視いたしまして、引き続き検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） まず、私は太陽光発電を含めた再生可能エネルギーの発電を進めていくことに対して反対をしているわけではなく、自然とか地域との共生という観点から、やはりこの設備がたくさんできていくことに心配をすることから質問をするものです。そのことをまず申し上げておきます。

2017年の9月の議会でお二人の議員の方が、まだ市のガイドラインができる前に質問をされています。そのときのご答弁などを踏まえまして、質問を続けていきます。

まず最初に、ガイドラインという言葉なんですけれども、このごろよく聞きますけれども、市は、このガイドラインというものをどのように定義をしているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（鹿野伸二） ガイドラインをどのように考えるかというご質問かと思っております。

一般的な言葉の意味といたしましては、ご存じかとは十分思いますが、政策、施策、こういったものにおける指標、あるいは指針や基準となる目安、法的な拘束力のない遵守項目、こういったものを示すもの、そういったことで記載されているというところが多いかというふうに思います。

市の再生可能エネルギー発電設備設置等に関するガイドライン、こちらにつきましても市の遵守事項、守ってほしい項目、方向性、その指針、そういったものを示したのものとして作成したものでございまして、特にお願いをしたい項目として先ほど答弁のほうでも申し上げましたけれども、説明会の実施ということであってございまして、周辺住民とのトラブル、これを一番避けてほしいと、もちろん自然環境、生活環境への影響といったものもございまして、繰り返しになりますが、周辺住民とのトラブル、これについて一番重く考えてガイドラインというものを設置したと、こういったことでございます。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 今ガイドラインということについて説明をいただきましたが、条例との一番の違いは何でしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（鹿野伸二） 条例との一番の違いということですが、先ほどもちょっと申し上げましたが、法的拘束力のないということで、反対に言いますと法的拘束力がないということで、細かな点までガイドラインとして開発業者、そう

いったところをお願いをしていけるというメリットとといいますか、実情に合った形での対応ができるというふうに考えているところで、条例としては規制はありますけれども、反対に申しますと、その規制とといいますか、それをクリアしてしまうと、市として認めてしまったというようなふうにも受け取り方によりますが、なるかと思います。

そういったところで市としては、先ほど議員さんもおっしゃられておられましたが、29年度の答弁でも申したように、ガイドラインを設置して対応してまいりたいと、このように考えたところというところでございます。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 国のガイドライン、それから県のほうでは指導指針ということで、それを踏まえて那須塩原市はガイドラインをつくったということなのですが、栃木県内の各市あるいは町を見ますと、状況が少し違うような気がするのですが、県内の市町で条例として策定をしたところ、ガイドラインとしているところについて、まず件数を教えてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（鹿野伸二） 失礼しました。

県内で既に条例として制定している市、町ということで、現在検討しているところが2つあるのかと、このようなことで認識しております。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 直近ではないのですが、多分県内の市、町では、ほとんどが条例を制定していると思います。ガイドラインとして制定したのは、私は那須塩原市だけだったというふうに思っております。

ですから、なぜ条例ではなく、ガイドラインにしたのかということをお聞きしたかったのです

けれども、先ほどのお答えで、わかったというのか、あと、これは4番目のほうにつなげていきたいと思っておりますので、2のほうに移りたいと思っております。

再生可能エネルギーのその現状についてお聞きをしたんですけれども、10kW以上が1,601件で16万何千がkWというお答えだったんですが、発電量でいわれても非常にわかりにくいので、広さでどのくらいあるのか教えてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（鹿野伸二） 数字で面積をつかんでいるものが今手元に資料がございませんけれども、目安となる考え方といたしまして、メガソーラーといわれる1,000kW、これを発電するには一般的に2haの土地が必要ということでございます。ですので、ちょっと計算があれですけども、16万というかなりの面積が必要になってくるというふうに考えます。

あと参考になるかどうかわかりませんが、太陽光の発電の件数が5,064件のうち1,601件ということで先ほど答弁をさせていただきましたが、パーセントでいいますと31%ぐらい、30%強、容量のほうは全体が18万719ということで、うち太陽光が16万2,806ということで、パーセントでいいますと90%ということで、再生可能エネルギーの90%は太陽光ということになっていて、面積についても、先ほど言いましたようにメガソーラーと呼ばれる1,000kWを出力するために2ha必要ということですので、16万出力するためにはかなりの面積が必要になってくるということかと思っております。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） なかなか見えないもので、建物などですと、通ると、ここに高い建物がたくさんできたなということはわかるんですけ

れども、産廃の問題と同じで、外からなかなか近くに行かないとそのパネルは見えにくいので、余り実感が無い部分はあるんですけども、那須塩原駅前などの広いところでできたりすると目立つんだろうなというふうに思います。

それで、策定前と策定後では、先ほど、いろいろなことが変わって、特に説明会ができるということでトラブルがなくなるだろうということだったんですけども、ことしの1月末現在で10件ということだったんですが、それがどこに、どのくらいの広さでできるのか教えてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（鹿野伸二） 1月末までの10件ということですけども、まとまって10件があるわけではありませんで、青木、戸田、関谷、関谷は複数ありますけれども、地名でいうとそんなところですか、戸田と青木にも複数、2件ずつぐらいあるかと思います。それで10件ということですよ。地区でいうと、戸田、青木、関谷ということになります。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 届け出があったということなので、その3地区の10件というものの中で、平地林を切ったものはどのくらいありますか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（鹿野伸二） 今、手持ちの資料で現況、山林というものを太陽光発電設置したところでは、10件のうち7件が山林ということですので、山林を切り開いて太陽光を設置したということになるかと思いますが。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 山林が全て平地林というふうに言えるかどうかかわからないんですが、

多分、太陽光発電のパネルは傾斜地よりも平らなところのほうがつくりやすいので、ほとんどが平地林を切ってつくるのだと思います。それが7件あるということで、かなりの数というか広さなんだろうなと思うんですが、こういう場所で既にもう説明会など開いたというようなことをお聞きしているんですが、周辺の住民の方々からの反応など、おわかりになりましたら教えてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（鹿野伸二） 周辺住民とのということですけども、ガイドラインのほうでお願いしているのは、先ほど申しましたように50kW以上のものということをお願いをしているところですので、今回の10件につきましては全部が50kW未満ということで、業者の方には太陽光を設置しますということで立て看板等によって案内、周知をしてくれというお願いをしているだけで、説明会まで求めているものではございません。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 今後、まだ多分こういうものがふえていく可能性というのはあるんだろうなというふうに思うんですけども、市のほうでは、今、太陽光の発電で16万何がしというワット数でおっしゃっていたんですけども、今後どのくらいこういうものがふえると見込んでいるのか教えてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（鹿野伸二） これも国のほうで公表している数字からということになりますけれども、メガソーラーにつきましても、この後10件程度は設置されるのではないかとということでの予想が国のほうでされているというところで、容量につきましては39万4,000kW、これぐらいまでふえ

るのではないかということで国のほうが示した数字がございまして、市のほうとしてもその辺ぐらいが予想といいますか、予定できる数字なのかなど、このように考えております。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） つまり今の倍以上になるということですよ、発電量からいくと。そういう国から示されているということに関して、市のほうでは再生エネルギーは進めていきたいということとの絡みで、それでよいというふうに考えているのでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（鹿野伸二） その自然破壊といいますか、平地林まで壊して太陽光を中心として再生可能エネルギー、これを設置することがいいのかということかと思うんですけども、初めは地球温暖化等のためにCO₂を減らすと、環境に優しいメガソーラーということで、先ほどありました2012年ぐらいから数多く設置されるようになってきたということだと思うんです。

ただそんな中で、ここまで多くなってくると、反対に全国的に自治体で条例によって対抗措置をとっているところもたくさん出てきているというところもあるというふうに聞いております。

そんな中で市のほうの考えですけども、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、立地を避けるべきエリア等を設定すると、そんなことで、ここはある程度認める地域ですよ、ここはでもなるべく避けてくださいとか、あるいは、こういう条件をお願いしますというようなことをしながら、一方ではふやしたいということもありますけれども、一方では自然破壊、それから周辺住民とのトラブル等も含めまして、規制も考えていかなくちゃいけないというところもあるので、両にらみと

いいですか、そういったことも含めて考えていかなくちゃいけないというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 最初の質問につながっていく、4番目に入っていくんですけども、今、条例をつくっているところも多くなっているということだったんですが、それでは改めて、なぜ那須塩原市はガイドラインをつくったのか。

これは、2017年9月の議会のときのお二人の議員の方の議事録を読みますと、ガイドラインと条例というのを一緒にして考えているところもあるように思うんですけども、どちらもきちっと条例化をして規制をしていくべきではないかというふうなことを希望しておりまして、そのときの市側の答弁も非常に微妙な言い方ではあったんですが、規制は必要だというふうに答えていらっしゃるんです。当時そのときには、もう既にガイドラインができる半年前ですので、ガイドラインをつくっていくのだというところで進んでいたときなんだろうと思うんですが、改めてなぜ条例ではなく、ガイドラインにしたのか。

つまりガイドラインは先ほどのお話によりまして、どう違うかということで、全くお願いなんですよね、お願いなんだと思うんです。こうしてくださいね、ああしてくださいね、でもそれをしませんと言ったからとて何の罰則もない、じゃ、つくっちゃだめよと言う権利もないわけですよ。条例だと少し狭まるかもしれませんが、こういうところはだめだよという許可ができるというところで、那須塩原の場合、たくさんできて、たくさん多くの方に自然との共生、地域との共生ということからすると、そういうものが少なくなっていくという要因になるはずなのに、条例にしなかった理由を改めてお聞かせください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（鹿野伸二） 条例にしなかった理由ということですが、幾つか考えられると思いますか、あるかと思うんですけども、ちょっと分野は違いますが、環境影響評価条例、これを産業廃棄物関係から検討しておりました。そのときに、先ほども答弁のときにちょっとお話をさせていただきましたが、条例で規制することによって、捉え方によっては、それをクリアすることによって市が認めてしまうと、そういうふうを受け取られる懸念もあるということで、そのときの条例は少し頓挫といたしますか、中断をしていたという状況がございます。

同じように再生可能エネルギーの設置についても、その条件を決めることで安易にというか、その条件さえクリアすればというふうにもとられかねないということも懸念材料の一つとしてはあったのかなというふうに考えています。

あとガイドラインとして1年間やってみてという結果ですけども、先ほどもこれも答弁の中でも話をさせていただきましたが、効果は見られているというところ、それから先ほどもこれも言いましたが、別分野ですけども、環境影響評価条例のほうを検討が再開したというところ、それによって再生可能エネルギーの規制についても対応していきたいということ、それから固定価格制度が少し変わって売電価格が低くなったこと、それから設置に当たっては、国のほうで環境影響調査、こういったものの義務づけ、これを検討しているというところ、それから、これも繰り返してしまっていますが、ガイドラインにおいては条例よりも細かな、その設置箇所、設置箇所よっての個別のお願い、こういったものもできるというところから、今のところはガイドラインでもう少し様子を見たいというふうに考えている、そ

んな考えのこともガイドライン策定前にもあったということから、条例ではなくてガイドラインで那須塩原市としては対応したいと、このように考えてガイドライン設置というふうになったというふうに考えます。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 那須塩原市は自然が豊かで、そういうものが売り物で、都会の人をぜひひ子育てのためにこちらにいらしてくださいみたいなものも、片方でシティプロモーションでやっています。

林でも木でも切るのはあつという間で、でもそれがまた大きくなるにはもう何十年、何百年とかかるものだと思うんです。先ほど産廃の話をしていらっしやいましたけれども、逆に私から言うと、産廃のときにあれだけ苦勞をして、結果、今も問題がないとは言えない、何か出てくるかもしれないというものもあるんですけども、そういう経験をしているからこそ、この太陽光のパネル、新しくできてきたもの、まだ本当にこの10年ぐらいのものなので、どんなふうに進んでいくかというのがわからないんですけども、今、中古市場も活発になっているということですし、20年後とかに要らなくなったものが、会社が潰れてしまって、そこに放りっぱなしになってしまうということだと思って考えられないわけではないと思うと、何か産廃のときにいろいろあったので、条例よりもガイドラインがいいと、少し後ろ向きな考えなのではないかなというふうに私は思います。

足利にしても鹿沼にしても、小山にしてもかな、幾つかのところは皆さん条例をつくっています。特に足利市などは保全の地域を決めて、それでそこに関してだけは指定をして、市長の許可がないとだめだよみたいなことにしています。

那須塩原のこのガイドラインもそういうことが

書いてあるんですけども、ずっと同じようなことが書いてあるんですが、最終的なところでやはりガイドラインはお願いでしかないんです。

ですから、企業のほうは、もうかって何ぼというか、ボランティアではないので、そこでの収益を上げて会社の経営をしていくわけですから、どんなに市がお願いをしてやらないでね、こうしてね、ああしてねって頼んだって、いや、自分たちは法令に、それこそ遵守をしてやっているんだと、どこにも違反はしていないよといってやってしまった結果、平地林を切っちゃいけない、切ったらこうなるという決まりはないわけですから、そういう意味では余り抑制力にならないのではないかなというふうに思うんです。

部長のお答えももっともなところもあるんですが、やはりもう少し市民の目線というんですか、住んでいる人の目線を考えたときには、自然あふれるところを求めてやってきた、周りは木がいっぱいあったと。ある日、2階でのぞいてみたら、木が伐採されていて、1カ月たったらそこに銀色のパネルがぴかぴか光っていた。そういうのは、やはり悲しいなと思うんです。それを規制することはできないんですが、やはり悲しい。だから、そういうことにならないように、せめて住宅のあるところとか、そういうところの平地林だけは切らない、あるいは周りに木を少し残すとかというようなことをやはり条例としてつくっていただきたいなというふうに思うんですけども、そういうことに関して、今後これを条例化していくということはどういうふうに考えているか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（鹿野伸二） 今後の条例策定についてどのように考えるかということで再度だと思

うんですけども、ほかの市町でも条例を策定して条件を求めているというところがあるということですので、どうでしょう、ガイドラインというのと、どうしても情報発信としては那須塩原市として若干弱いといいますか、そういった面もあるのかというふうにも思いますけれども、市としては、繰り返しになりますが、ガイドラインを策定してまだ1年、ガイドラインの策定に当たっては、ほかの市町に先駆けて実施をしているというところもござります。そういったことも含めて考えて、近隣の市町、あるいは県内でやっているところが多くなってきたから追随してやるということでは決してなくて、市としてガイドラインで対応して、どうしても条例が必要だと、そういうふうに判断したときに策定に向けて実際には進めたいというふうに考えます。

とりあえずしばらくは、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、ガイドラインにおける対応、それから国・県、こういったところの動向、こういったものを注視して、もちろん条例を策定しないということではありませんけれども、それでしばらく対応することで、条例の制定についてはもう少し検討させていただきたいと、このように考えております。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 私たち市議会は昨年からは議員研修ということで勉強しているんですが、その中に条例の制定というようなことで昨年の秋から2回にわたって勉強しました。その中で条例をつくるということは、半年でできるものではなく、なかなか1年でも難しく、特にこの環境に関してのものというのは多岐にわたり、ここに書いてあるだけでも20ぐらいの条例との絡みがあって、それが課を横断している、だからつまり、その課だけではなくて、ほかの課や部に関係している

ということで、多分その条例をつくっていくということは、とても面倒で時間がかかって大変なことだと思うんです。

それをつくることによって、先ほど部長がおっしゃいましたように、逆にここだけは規制している、でもこっちは規制していないからといって突っ込まれたら、本当に大変なことになる。だから、慎重につくらなければならないということは、よくわかります。

そこで私は最後に提案をしたいんです。今、やはり市役所の仕事というのは全てが法令に沿って行っていて、法制執務というんです、そういうことでの仕事がふえている中で、ぜひ弁護士の資格を持った職員を任期つきでいいので、雇ってほしいと思います。現在、今、100近くの市町で、あるいは県で、30万の市なんです、最大7人雇って、非常に有効に活用している市があります。これは特に津波の大きな被害が出たときに、国がお金を出して弁護士の資格を持った人を雇っていいよというようなことができたこともあるんですけども、多分、県内でも2つの市がそういう方を雇っていたと思うんです。それで、かつてはどうか那須塩原市も、何ていうんですか、そういうことは多分考えない。お金の面とか、あるいはそういう一つのことを資格を持った人に関しては、必要なときだけいけばいいよということで今は雇っているんだと思うんですが、各地の弁護士の資格を持った職員、大抵は30代前後、経験が3年から5年ぐらいのお若い方が多いんですけども、そういう方を雇うことによって、非常によい結果が生まれています。

それで、大体5年の任期つきというようなことで雇って、年収800万というようなことらしいんですが、その辺はともかくとして、行政にできること、できないことの判断をする、あるいは今は

庁内のそれこそコンプライアンスというんですか、そういうものに関してやはり強化していかなきゃいけないし、片方で子どもの虐待の問題とか、あと市民からのクレームも多くなっているし、条例の策定はもちろんのこと、そういうところにとっても有効だと思うんです。

そういうことをぜひ考えていただくことによって、やはり企業や民間のところと対抗するためにも、条例をつくるときにとても有効だし、早くできるし、職員研修もできるしということで、いいことづくめではないのかもしれないんですが、少なくとも雇っているところでは、そういうふうになっております。

総務部長、どういうふうに考えるのか、あるいは副市长でも結構なんです、そのことについての所見を述べていただきたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 山本はるひ議員に申し上げます。

今、弁護士の雇用という話になってきていますが、直接、今回出されています再生可能エネルギーの質問の中において、そちらはちょっとずれてきているのではないかと思いますので、訂正をして再質問をお願いしたいと思います。

○25番（山本はるひ議員） はい、ああそうですか。

私としては、最後の結論のところ、4番目に、条例制定の考えはないかというふうに入れております。部長のお答えの中では、産廃のこともあってということで条例はつからない、しばらくはガイドラインでいくんだということであったので、私としては、やはり豊かな自然とともに生きるためにというのが那須塩原市の大きな目標でありますので、そういうために時期が遅くなっては取り返しがつかなくなるのが困るので、そういうふうにしたらいいかという、それでは、そういう要望

をしたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 私の考え方としてはこう
ですと終わるのであればいいのですけれども、答
弁を求めることになると、通告から逸脱している
のではないかと思います。

○25番（山本はるひ議員） わかりました、はい。
じゃ、答弁は求めませんが、そのように思いま
すので、ぜひ検討をしていただきたいと思いま
す。これで質問を終わります。ありがとうございます
でした。

○議長（君島一郎議員） ここで昼食のため休憩と
いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 1時00分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を
開きます。

◇

◎発言の訂正

○議長（君島一郎議員） ここで、産業観光部長よ
り発言があります。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） すみません、先ほど
佐藤一則議員の答弁の中で、被害防止計画におけ
る防止柵の整備計画、電気柵が1万5,000m、防
止柵が500mと答弁すべきところを、電気柵1万
5,000m、さらにまた電気柵500mというふうに答
弁したようでございます。

おわびしてご訂正申し上げます。大変申しわけ
ございませんでした。

◇

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） それでは、2番目の
質問に移ります。

先ほどは大変見苦しいところをお見せいたしま
して申しわけありませんでした。まだ続きますの
で、2に入ります。

2、放課後児童クラブについて。

国は昨年、文部科学省と厚生労働省が共同して
新・放課後子ども総合プランを策定していますが、
これは放課後児童クラブの待機児童の早期解消、
全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図るこ
となどを内容とするものです。

また、市は子ども・子育て支援事業計画（子ど
も・子育て未来プラン）の中間年見直しを行い、
女性就業率の上昇により共働き家庭の児童数はふ
えると見込んで、放課後児童クラブ利用者数見込
みをふやしています。

放課後児童クラブの成り立ちを見ると、保育園
とは違い、社会的な必要性に迫られて、枠組みが
後からつくられてきたといえます。そこで、今後
は「小1の壁」をなくすとともに、希望する小学
6年生までの児童が放課後の居場所として安心し
て楽しく過ごすために、さらなる整備と支援が必
要だと思うことから質問をいたします。

(1)公設クラブの施設整備状況について現状を伺
います。

(2)民設クラブの施設整備と小規模クラブの現状
を伺います。

(3)小学生全ての児童が利用できることになって
いますが、希望どおりにクラブを利用できている
か伺います。

(4)障害を持っている児童への環境整備は整って

いるか伺います。

(5)支援員の処遇は適切で、子どもの数に対して不足することはないか、研修によってスキルアップは十分に行われているか伺います。

(6)放課後児童クラブに対してのニーズの見込みと今後の課題について伺います。

(7)国・県による保育園や幼稚園に係る職員の処遇改善やさまざまな施策へのきめ細かな支援と比べると、放課後児童クラブに係る国・県の支援は十分ではないと感じます。子育て支援を重点プロジェクトに掲げる本市として独自に手厚い支援をすることを考えているか伺います。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

副市長。

○副市長（片桐計幸） 2の放課後児童クラブについて順次お答えをいたします。

初めに、(1)の公設クラブの施設整備状況の現状についてお答えをいたします。

公設クラブの施設整備状況につきましては、那須塩原市放課後児童クラブ整備計画に基づき、平成27年度から平成29年度までに7クラブを、今年度は2クラブを整備しているところであります。整備期間の最終年度となる平成31年度は3クラブを予定しており、合計12クラブを整備いたします。これにより公設クラブの定員は、450人増の約1,350人となる見込みであります。

次に、(2)の民設クラブの施設整備と小規模クラブの現状についてお答えをいたします。

民設クラブでは、現在16クラブで、うち19人以下の小規模クラブは1クラブであります。平成31年度は新たに3クラブが開設する予定であり、民設クラブの定員は約860人となる見込みであります。

次に、(3)の小学生全ての児童が利用できること

になっていますが、希望どおりにクラブを利用できているかについてお答えをいたします。

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年生から6年生までの児童が対象となっております。本市では年に2回の待機児童調査を実施しており、昨年10月1日時点の待機児童は1人おりますが、おおむね希望どおりに利用できているものと認識しております。

次に、(4)の障害を持っている児童への環境整備は整っているかについてお答えをいたします。

現在、整備している公設クラブには多目的トイレとスロープを設置し、障害を持っている児童に配慮した構造としております。また、障害のある児童が入会した場合には支援員を加配し、特性に合わせた支援に努めております。

次に、(5)支援員の処遇は適切で、子どもの数に対して不足することはないか、研修によってスキルアップは十分に行われているかについてお答えをいたします。

まず、支援員の処遇につきましては、国の処遇改善事業に合わせ、支援員等への賃金改善に取り組んでおります。また、支援員については、市で定める配置基準に基づき配置されております。

なお、毎年、支援員スキルアップ研修や支援員対応研修等を実施することで、支援員の保育の質の向上を図っております。

次に、(6)の放課後児童クラブに対してのニーズの見込みと今後の課題についてお答えをいたします。

本市における放課後児童クラブに対するニーズにつきましては、女性の就業率の上昇が見込まれることから、利用児童数はふえるものと考えております。今後は平成31年1月に実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果を参考に、利用者数の推移や整備等を盛り込んだ次期整備計

画を策定し、求められるニーズに対応していくことが必要であると考えております。

最後に、(7)の独自に手厚い支援をすることを考えているかについてお答えをいたします。

現在、傷害・賠償保険及び支援員の健康診断料への助成を市単独で行っておりますが、利用者及び事業者への新たな支援策につきましては、次期整備計画を策定する中で、必要性を含め検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） それでは、(1)、(2)、(3)までを一括で再質問したいと思います。

公設クラブと民設クラブでこの整備計画により、かなり数がふえて、そして人数のほうもふえ、先ほどのお話ですと2,000人を超える、31年度、来年度までいくと2,210人ということになっているのですが、施設整備に関して、この計画は全て予定どおりにいっているのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 施設整備について予定どおりいっているのかということですが、予定どおりいっていても、予定どおりしております。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） その中で整備につきましては、ほとんど小学校の構内の敷地あるいは公民館の敷地内ということで、きちんとつくっているとは思いますが、今後の予定をまた立てていくようなんですが、前々から青木小学校の施設設備については、ともかく喫緊の課題がたくさんあって子どもたちが全く安全にそこで過ごせないということで、早く整備をしてほしいと再三、多分、要望が出ているんですが、それについ

てまずどう考えているか教えてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 青木小学校の児童クラブの件につきましては、議員ご指摘のとおり、再三、要望等もいただいております。今回31年度で第1期のこの計画が終わります。31年度、3校の児童クラブを整備する予定でございます。その後、32年からのまた整備計画、ニーズ調査を踏まえた中で整備計画をつくっていきたいというふうに思っていますので、その中で青木小学校の児童クラブの整備についても、その中に盛り込んでいきたいというふうに思っているところです。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 市は計画的にクラブを増設して、特に人数がふえているところについては次々と第2、第3とつくっているんですが、青木小学校の現状は、もうトイレがどうしようもないことと、それからとりあえず子どもの数があそこは多くて、もうすごい状態です。そして、遊び場がありません。それから、道路を考えると、もう安全性が全く確保できないという状況で、そういうことがもう何年前からわかっている、この整備計画どおりにやっている理由を教えてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） まず、青木小学校がこの計画に入っていなかったということについては、協議会でやっております適正配置計画、この影響があったというふうに思っております。再三、要望等もいただいております。その中で青木小学校の現状というの、我々も承知しているところでございます。

これを整備するに当たっては、やはり子ども・

子育て未来プラン、こちらのほうに位置づけてい
かないと補助が出ないということがありますので、
この32年以降にそちらの中で位置づけていきたい
というふうに思っているところです。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） ぜひ青木小学校につ
いては、本当に事故が起きてからでは遅いので、
もう次のときに一番最初にやっていただきたいと、
これはもう強く要望いたします。

次に、施設設備は順調に進んでいるんだろうな
と思うんですけども、31年度のもう希望調査が
終わっています、来年度の。先ほど来の説明で、
施設もふえるし、人数もふえるということなんで
すが、来年度は希望どおり皆さんが行けるよう
になっているか教えてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） すみません、来年
度、皆さんが希望どおりに行けるかというところ
でございます。我々のほうで今持っている資料と
いたしましては、ゆめがくどうの1回目の希望だ
けでございます。民間とかそういうものは持って
いないものですから、申しわけございませんが、
ゆめがくどうの中で言わせていただきますと、全
体で1,546件の申し込みがございました。その中
で承認されたのが1,502件、承認されなかったと
いうか、保留になっているのが44件でございます
ので、率として97.2%でございます。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 公設の部分だけで今
お答えいただいたんですが、実はこの1,502名の中
にあっても、当初は入りたかった、だけれども、
特に4年生から6年生までについては、もう希望
する時点のところスポット利用に変えてもらう、
スポット利用というのは、ずっとじゃなくて、夏

だけとか、あるいは決まった日だけみたいなこと
で、そういうふうに変えてもらって、例えば兄弟
2人オーケーですよみたいなことが行われていま
す。ということは、希望どおりに入れていないお
子さんは、今の、計算すると44人なんですが、44
人以上の方が実際は希望どおりについていないと
いう現実があるんです。

そういうことについても、やはり市のほうでは
踏まえていただきたいと、1次志望でこれからま
だ少し変わるのかもしれないんですが、その辺は
把握していただきたいというふうに思います。

それから、民間のほうもことしは大変希望者が
多くなっておりまして、希望どおりについていな
いということも聞いております。なかなか学童に
関しては、4月1日から入学する子に関しては、
入学する前から学童を利用する子どもたちがいま
す。そういうことについては、そのところで行
けるところが決まっていない、あるいは学校にも
入らないのに幼稚園と全く違う環境の中に入れる
ということは、保護者にとってとても不安です。
そういう意味では、少なくとも希望したところに
きちんと入れるような体制を私としては整えてほ
しいんですが、先ほど整備状況のお話の中で、こ
の2,210人が来年度入れるとすると、ほとんど希
望どおりに入れるというふうに見込んでいますか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 来年時以降、希望
どおりに入れるかということでございます。希望
どおりというところは、一応第1希望というところ
では、ちょっと無理かもしれません。ただその
後の第2希望とか、近くのところとか、そういう
中で学童のほうを利用していただきたい、そう思
っているところです。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） ぜひそのところは、
どんどん施設設備にお金を使ってつくっているの
にもかかわらず、なかなか入れないという、何と
いうんでしょう、子どもさん減っているのに、や
はりニーズがふえていますので、そのところの
配慮はしていただきたい。定員を超えているんで
すね、実は、35人で1単位が、今は多分40人ぐら
いまでオーケーということになっているんですが、
保育園と同じような状況で、それに関してはどん
なふうに把握をしていらっしゃるか教えてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。
子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 定員を超えて入っ
ているというようなところでございます。

議員ご指摘のように、子どもの数は減っている
んですけども、利用率といいますか、そういう
のがふえているところがございます。平成29年度
は32%の方が学童を利用していると。その中で30
年度は今度34%と上がってきていると。子どもの
数は減っていても、利用率が上がってきていると
いったところでございます。

その中で定員をオーバーして入っているという
ところも我々としても承知しております。その中
では、待機児童といいますか、入れない人を出さ
ないというところの中で、ちょっと配慮して1.2
という数字がございましたけれども、その中で対応
を今現在お願いしているといったところもござい
ます。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） これは今後の整備計
画の中に入ってくると思うんですが、子どもさん
を預ける人がふえていくかという見通しはとても
難しいと思うので、どんどんつくればいいという
ことではないんですけれども、やはり学校と違っ

て一ところに6学年の子どもたちがわーっという
ような状況ですので、余りその定員を超えては安
全が確保できない、あるいは子どもたちが落ち着
いてそこで過ごせないというようなことのないよ
うに、やはり配慮をしていただきたいというふう
に思います。

もう一つ、小規模のところが1カ所だというこ
とだったんですが、これはどこで、どんなところ
なのか教えてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。
子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 小規模の学童とい
うことでございますけれども、こちらは塩原地区
にありますにっこり学童さんというところでござ
います。今現在、入っている方は7名といったと
ころでございます。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 学校の規模が小さい
ので、それはそれで希望があればそれでいいと思
うんですが、民間のところでも小さなところがあ
りまして、なかなかそういうところが運営をして
いけないという現実がございます。でも、希望す
る方たちは市内だけではなくて、ほかからも来て
いらっしゃるという現実もありますので、後で質
問するんですけども、保育園とか幼稚園と併設
をしてやっている学童保育に関しては、市のほう
で支援の手をもう少し差し伸べていただきたいと、
これは要望しておきます。

次にいきますが、障害児の方がいらっしゃるこ
ろは支援員をふやしているということなんです
が、先ほどスロープとかトイレとかということだ
ったんですが、そうすると身体的な障害の方だけ
を預かっているという現実なんでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。
子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） スロープとかを設置していると、その中で身体的な障害だけを扱っているのかということですが、今現在、身体的な障害のある方はおりません。その中で支援員さんを配置しているのは、いわゆる支援を要する子どもたちがいると。その中で支援員でございます。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 多分、身体的な子どもたちだと、とてもその身体に介して考慮すればいいと思うんですが、ここに今、那須塩原市の学童クラブに来ていらっしゃる、いわゆる障害を持っていらっしゃる方は、そうじゃない方ということで、とても難しい対応が必要になってくると思うので、お一人、人をふやすということだけではなくて、ぜひそういうことに関してスキルを持っていらっしゃる方をぜひぜひ配置できるような体制をとっていただきたいと、これも要望をしておきます。

次に、5番の支援員のことに入るんですけれども、今、1単位当たり35から40に、多分3人の支援員の方をゆめがくどうのほうでは置いていると思うんです。主任という長い方と、あと短時間の方とを置いていると思うんですけれども、それで支援員は常時不足の状態とか、あるいは募集をしなければいけない状態ではないのかどうかお尋ねします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） ゆめがくどうさんでの支援員の充足というところでございますけれども、我々が話を聞いているところでは、余裕はないけれども、やりくりをしながらやっているというふうな話は聞いております。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 実は、確保には苦勞をしていらっしゃると思うんです。まず、今60歳を過ぎた男の方が結構、支援員として入っています。そういう方は、第1の職場が終わって、半分ボランティアみたいな形で入っていらっしゃるの、その処遇については余り問題もないし、ご自分の社会参加ということでやっていらっしゃるんですが、実は若い人たちが働き続けられないという現実があります。それは何かといえば、もうはっきり言えば、それでは暮らしていけないと、給与の問題なんですね。

そもそも公設についても、今多分、長い人でも6時間という働き方だと思うんです。そうすると時給で1,000円とかという形ですので、とてもとてもそれで暮らしていけない。そうすると、やりがいがある若い人たちが3年、4年でやめていってしまうという現実があります。そういうことをぜひぜひそうじゃないように、市のほうは支援をしていただきたいというふうに思うんです。つまり、場所は確保を結構していただいているんですが、支援員を確保というのは、つまりお金なんですね。お金は、もうこれ以上、保護者から取ることはできないんだと思うので、もっとお金を出してほしいというふうに思うんですが、市はどういうふうに考えていますか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 支援員さんのお給料というところでございます。

これは関係があるので、民間のいわゆる学童の保育連絡審議会、こういうところがありまして、そういう中でもこの賃金というものを調査しております。その中では、半数以上の指導員が年収150万円以下であると、そして週5日勤務する指導員でも150万から300万というのが31%、300万

基準ができたのが最近であるというか、そういうふうな歴史の短さ、そういうものもあるかと思えます。なので、もう少し国の動向、最近でも賃金を上げるといったような補助事業も入ってきておられますので、もうしばらく国の状況を見たいというふうに思います。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 子育て支援ということからいったときに、私は学童保育へのやはりお金が足りないというふうに思っているんですが、市として子どもを育てるということを大きな目標に挙げている中で、国の動向を見なくても、市独自としてお金をそこに使っていくということではできないのですか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 市の事業をそこに充てることはできないのかということをごさいますけれども、今までこの整備事業、ずっと27年からやってきました。そういう中でも、国の補助も入れまして全部で6億というような金額をつくっているところでございます。

この後しないのかということ、それは、しなくはないです。今後、今やっているニーズ調査、そういうものを見ながら、どういうところにニーズがあるのか、また皆さんからもいろいろ要望等をいただいているところがございます。いわゆる保護者の負担というところで、第2子、第3子、そういうところで割り引きができないのかとか、そういうようなものもございまして、そういうものを総合的にちょっと検討はさせていただきたいというふうには思います。

○議長（君島一郎議員） 25番、山本はるひ議員。

○25番（山本はるひ議員） 次の計画に期待をしたいと思うんですけれども、ハードの部分に対し

てはとても進んでいると思うんです。でも、保育というか子育てというのは、建物ができてできるものじゃないんです。やはりソフトというか人なんです。いい人を雇ってというかが、子どもたちを見るということにやはりお金がかかるんです。私は、ぜひぜひこの児童クラブというところにもっと市が本気になってお金を使っただいて、子どもたちの安全な放課後の居場所ということの確保をしてほしいというふうに思います。

それで場所だけできてもだめですし、人だけいても、誰でもいいというものではないんです。ですから、先ほどの減免の話もそうなんですけれども、親御さんたちが安心して放課後の子どもたちの居場所が確保できて、そして働くことができということがやはり健全な子どもたちが育っていく基本だと思います。ぜひ国の動向もそうなんですけれども、市としてできることがあれば、その支援を保護者の方と、それから施設を運営している方たちに向けていただきたいということを強く望んでこの項の項目を終わります。

これで1と2の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（君島一郎議員） 以上で25番、山本はるひ議員の市政一般質問は終了いたしました。

◇ 山形紀弘議員

○議長（君島一郎議員） 次に、1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 皆さん、こんにちは。

議席番号1番、那須塩原クラブ、山形紀弘です。通告書に基づいて、市政一般質問を始めさせていただきます。

3名がうまくさくさくと終わったので、予定よ

り随分早いんですが、引き続き4人目ですので、最後までどうぞよろしくをお願いします。

それでは、質問事項に移らせていただきます。

1、いちご一会とちぎ国体の本市の取り組みについて。

2022年に第77回国民体育大会が本県で開催されます。この大会の目的は、多くの国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、あわせて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものとなっております。国体開催に伴い、現在、実施予定競技37競技中、本市では5種目の競技が開催予定となっております。その経済効果など期待が持てることから、以下の点についてお伺いいたします。

(1)平成31年度における国体開催に向けた準備体制の構築と取り組みの内容をお伺いいたします。

(2)本市開催予定の5種目競技の実施体制と各施設の整備状況をお伺いいたします。

(3)国体開催に向け、スポーツボランティアの現状と課題についてお伺いいたします。

(4)国体開催により、市外、県外から多くの来場者が見込まれますが、宿泊や観光へつなげる取り組みについてお伺いいたします。

(5)国体開催により、本市の小中学生に与える効果はどのように考えているのかお伺いいたします。

(6)国体終了後に全国障害者スポーツ大会が開催されますが、本市における開催予定についてお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員の質問に対し答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小泉聖一） それでは、山形紀弘議員の1のいちご一会とちぎ国体の本市の取り組みについて、順次お答えいたします。

初めに、(1)の平成31年度における国体開催に向けた準備体制の構築と取り組みの内容についてお答えいたします。

国体開催に向けた準備体制といたしましては、昨年7月に設立した第77回国民体育大会那須塩原市準備委員会をことしの7月ごろに実行委員会に組織を改める予定としております。

取り組みの内容といたしましては、実行委員会において競技運営、宿泊、輸送交通などの国体を運営するための基本となる各種計画をまとめてまいります。

次に、(2)の本市開催予定の5種目競技の実施体制と各施設の整備状況について、お答えいたします。

5競技の実施体制につきましては、今後、実行委員会内に設置予定の専門委員会におきまして、競技別の実施計画を策定するとともに、各競技団体と連携して実施体制づくりを進めてまいります。

また、各施設の整備状況につきましては、サッカー競技を行う青木サッカー場グラウンドBにおきまして、人工芝グラウンドへの改修工事、ソフトテニス競技を行うくろいそ運動場テニスコートにおいて、人工芝コート8面の増設工事を進めており、今年度内の完成を予定しております。

馬術競技とトライアスロン競技につきましては、仮設の競技施設等の整備が必要となるため、来年度には設計業務に着手する予定としております。

ゴルフ競技につきましては、民間施設を利用するため、国体開催に必要な施設整備について、今後、関係者と協議を進める予定としております。

次に、(3)の国体開催に向けて、スポーツボランティアの現状と課題についてお答えいたします。

スポーツボランティアの現状につきましては、ことしの1月末現在58人の登録があり、各種大会の運営に協力をいただきました。

課題につきましては、スポーツボランティアの人数が登録目標に達していないため、募集方法を工夫し、登録者数の増加に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(4)の国体開催により、市外、県外から多くの来場者が見込まれますが、宿泊や観光へつなげる取り組みについてお答えいたします。

全国から来場する多くの方々に競技会場や宿泊施設等において、本市の特産品を活用した料理の提供や歴史、文化、産業等を紹介し、本市の魅力に触れていただくことで、国体開催後も再び本市を訪れていただくことにつなげたいと考えております。

次に、(5)の国体開催により、本市の小中学生に与える効果はどのように考えているのかについてお答えいたします。

競技を間近で観戦する機会を通して、スポーツを見る楽しさが生まれ、スポーツをする契機となり、さらには若い世代にスポーツ活動が広がることで競技力の向上はもとより、生涯スポーツ社会の実現にも結びつくものと考えております。

また、選手や大会関係者、観戦者を歓迎するための装飾品等の作成や大会の運営にも積極的に参加することにより、本市への愛着と誇りが生まれるものと考えております。

○議長（君島一郎議員） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 最後に、(6)の本市における全国障害スポーツ大会の開催予定についてお答えいたします。

本市は、ボッチャの会場候補地として意向表明をしております。会場地の選定につきましては、今後、栃木県準備委員会において行われることとなり、現在のところ決定には至っておりません。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 答弁、了解致しました。

国体の歴史ですが、第1回は1947年、兵庫県の宝塚を中心とした京阪地方から始まったといわれています。本市では1980年、第35回栃の葉国体、昭和55年、私、小学校5年生で、それから42年ぶりということで、私の知っている限りでは、この議場の中にその栃の葉国体に出た方が相馬剛議員と西那須野支所長の後藤支所長が、多分、支所長におかれては、国体で砲丸投げで2位だったというふうなお話を聞いております。本当におめでとうございます。

それでは、(1)から順次再質問させていただきま

す。

平成31年度から国体準備室から国体推進課ということになりますが、これによってどのようなメリットが生まれるのかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小泉聖一） 今度、新年度から国体推進課になるということでのメリットということなのですけれども、現在はスポーツ振興課の課内室ということで、スポーツ振興課長がこの国体も含めて業務のほうを見ているような状況になっています。これからは4月に単独で国体推進課ということで、課にすることによりまして課長が配属になります。このことによりまして、課長がいることによって機動的な取り組み、今までですと課長が広い範囲を見ていたというものが、国体に特化した課ということで、取り組みのほうが機動的にできていくものと考えております。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 機動性がよくなり、素早い行動ができるということで、推進課になることによって業務もすぐにスムーズにいくということで解釈させていただきました。

一つの例としましては、2017年の愛媛国体。経済効果が661億、選手、ボランティア、観戦者、延べ人数が、その愛媛国体では72万人ということで、もうすごい人数が2022年に、このままの数字で来ると大変な方々が「いちご一会とちぎ国体」に来るということですが、今回、平成31年度の予算のほうで約660万円ということで、実行委員のほうの予算が上がっておりますが、この経済効果661億に対して、まだまだ先ではございますが、それぐらいの金額の予算で大丈夫なのかなと、ちょっと不安があるんですが、その辺お伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小泉聖一） 予算660万ほどということの質問だと思うんですけども、これにつきましては新年度、先ほど申し上げました実行委員会というものを組織しまして、その中での実行委員会の会議費であったり、それから国体に向けてのPRブースの出展であったりというところで、あとは来年開催されます国体の視察等、事務費というようなところで600万というような金額になっております。

このほかに、この負担金以外のところで施設整備費というものは、また別に予算のほうを計上させていただきますので、来年度の実行委員会の取り組みとしては660万で計上したもので必要な予算が確保できるのかなと考えております。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 大体わかりました。あとの詳細は福祉教育常任委員会のほうで聞かせていただきますので、この辺でとめさせていただきます。

延べ人数72万人、栃木県全体ですから、那須塩原市にそれが全部来るというわけではありません

が、そういった中で人員配置が大変重要になってくると思います。37競技のうち、実は県内で一番多いのは宇都宮市、これは13の競技、その次に小山市と那須塩原市が5種目の競技、もうそれを考えると、2022年度の開催が4年後に控えているわけですが、職員の体制、そういったものはどう考えているのかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小泉聖一） 県内でも5種目ということで数多く種目のほうを実施していかなくてはいけないというところなんですけれども、職員につきましては、今まで開催された県、5種目程度を行った市、町、こういうところの状況、こういうところも見ながら、同程度の規模で運営することが可能かどうかということも含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） そこまではまだ時間がありますので、きっちりとその職員体制、バック体制のところを十分に計画していただきたいと思います。

先ほどありました準備委員会から実行委員会ということで、組織を改めることにより、競技運営、宿泊、輸送計画など、全て国体の業務はその実行委員会が仕切るのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小泉聖一） 国体の運営は、全てを実行委員会がということなんですけれども、まず実行委員会に組織のほうを移行しまして、その中で、これは昨日もちょっとお答えしたことにはなるのですが、実行委員会の中に4つの専門委員会というものを組織しまして、その4つの専門委員会の中で競技運営であったり、宿泊であったり、

輸送交通、こういうようなところなどについて計画のほうをつくって取り組んでいきたいと考えております。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） きのうも松田議員と齋藤寿一議員の中で国体の話がありまして、その辺は専門部会をつくるということで触れていましたので、了解しました。

今後、平成31年度以降、全体的なスケジュールの流れとして計画があると思うんですが、具体的にお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小泉聖一） 平成31年度以降の具体的なスケジュールということですが、この具体的なスケジュールということの中で、まず実行委員会と市というところで分けさせていただきますと、実行委員会のほうにつきましては、新年度、31年度の7月ごろに準備委員会から実行委員会に移行のほうをしまして、まず31年度には国体を運営するための基本的な計画、先ほどちょっと申し上げました、そういうような計画をつくっていくというところ、それから翌年、2020年度については、その計画に基づきました実施計画、実施要綱など、細かいところをまた詰めていくと。そのほかにリハーサル大会の準備というものも入ってきます。さらに2021年度については、リハーサル大会の開催というところにつなげていきたい。

それと市としましては、来年度については、仮設の競技場であります馬術とトライアスロン会場、こういうところの会場等の測量設計業務、それから2020年度につきましては、その仮設競技場の整備工事、それから、2021年度についてはリハーサル大会、馬術については整備工事というものが入ってきます。最終的には2022年度に国体本番とい

うことでの開催ということになります。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） しっかりと計画をつくっていただき、先ほどの職員体制と一緒に万全を期していただきたいと思います。

続いて、(2)の再質問をさせていただきます。

サッカー開催の青木サッカー場の観客席が整備予定、または黒磯運動場のテニスコートも、きのう見てきましたけれども、かなり整備されてきて上がってきました。そういった中、5種目の各競技場の選手やスタッフなどが利用されます駐車場、その辺は足りているのかな。もし足りていない場合は、来場者の輸送計画などもあると思うんですが、その辺はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小泉聖一） 駐車場が足りているのかというところと輸送計画というお話なんですけれども、駐車場については、それぞれ施設だけというところでは、来る人数からすると到底足りないだろうというところは想定しております。その中で周辺の駐車場であったり、敷地、こういうところを使いながら、臨時駐車場というような形で確保していきたいと考えております。

また、輸送計画につきましては、先ほど申し上げました組織の中での専門委員会の中で輸送計画というものも考えていくことにはなりますけれども、やはり臨時駐車場であったり、駅であったり、いろいろなところから、シャトルバスというものも利便性を考えた中で入れていかなくちやいけないのかなというところは、今後、専門委員会の中でも検討していただくことになります。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 輸送計画はわかりました。

毎年10月に行われております巻狩まつり、2016年のデータですけれども、約7万人ということで、こちら市役所とJAさんと黒磯小学校、黒磯文化会館、あとは県北の産業技術学校の駐車場から輸送計画ということでバスが出ております。

その4カ所、5カ所だけで間に合うのかなとちょっと不安はあるので、または民間の企業さんといつて那須ガーデンアウトレットにお願いして、来た方はスポーツを見るだけではなく、帰りにちょっとショッピングとか食事をしていけば、また経済効果が生まれるのではないかなということを考えていますので、その輸送計画のほうも地域のほうに、ただ駐車場とするだけではなく、お金を落としていただけるような何かいい輸送計画を期待しておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、きのうもその話をしたんですが、馬術競技とトライアスロンの競技に仮設の整備が必要ということでお話をしておりましたが、この仮設の財源、これはどういうふうに考えているのかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小泉聖一） 馬術とトライアスロン、仮設の競技施設をつくるということなんですが、この仮設の競技施設につきましては、栃木県のほうから10分の10の補助ということで、国民体育大会市町競技施設整備費補助金というものが充てられることになっております。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 観客席とかそういうふうなところは、県のほうがほぼほぼ10分の10負担していただけるということで理解してよろしいんですね。

それでは、(3)に移らせていただきます。

今年度の1月末で58名の登録、各種大会で運営

を行って協力していただいていますスポーツボランティアは、現在の募集要項は18歳以上ということになっております。今、スポーツボランティア58名の登録ということなんですが、目標人数と必要な人数、具体的に人数を教えてくださいませんか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小泉聖一） スポーツボランティアの登録の目標人数、あるいは必要人数ということなんですけれども、まず目標人数としましては100名ということを目指しております。現在100名にまだ満たしていないということなんですけれども、必要人数ということになりますと、おおむね通常、ここ何年かスポーツボランティアという形でご協力いただいている状況なんかを見ますと、ハーフマラソン大会であったり、トライアスロン大会であったり、こういうところを見ますと約50名程度スポーツボランティアがいれば大丈夫かなということで、必要人数としては約50名ということで考えております。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 目標人数100名ということで、58なので、あと倍になればどうにかクリアできるのかなと思うのですが、先ほども言いましたが、現在スポーツボランティアの募集要項では18歳以上ということになっております。なかなか募集をかけてもふえないのであれば、この18歳以上というものを見直しして、親子でこのスポーツボランティアに加入するとか、そういった小学生、中学生、高校生、18歳以下の方々にも対象にして、ボランティアの数をふやすのも一つの案ではないかなと思うんですが、その辺お伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小泉聖一） スポーツボランティアに

については、現在18歳以上というところでの登録のほうをお願いしているというところについては、一応、大会、イベント、こういうもので先ほど申し上げましたように、ハーフマラソン大会であったり、トライアスロン大会であったり、あるいはツール・ド・とちぎというものもご協力いただいているんですが、公道での立哨というんですか、交通誘導であったり、こういうものをやはり伴うボランティア活動が多いというところで、基本的に免許を持っている方じゃないと交通誘導ができないだろうというところの判断もありまして、18歳以上ということにしております。

ただ議員おっしゃっておりますように、小学生、中学生、高校生というところなんですが、ハーフマラソン、あるいは学生のトライアスロン大会などでフィニッシュ地点というんですか、ゴール後の記録証の発行であったり、そういう交通整理とかそういうものじゃないところについては、その大会ごと個別にボランティアということで、高校生、中学生に、お声がけした中で協力のほうをいただいているのが実情でございます。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 交通誘導に危険が伴うということで、なかなか難しいところもありますが、運営方、要するに交通じゃないほうの運営面でしたら、多分、小学生、中学生、高校生も、自分もこの大会に携わったという何か思いがこれ以上ふえて、やがて大人になったときに必ずいい経験になると思いますので、18歳以上といわず、小学生、中学生、高校生も今後の国体に向けてスポーツボランティア、これ市民一丸となって、一部だけが盛り上がっているだけではなく、そういったいろいろな方々も巻き込んで、スポーツボランティアを含め、やっていっていただきたいと思います。

このスポーツボランティアは人数がふえればそ

れだけでいいというわけではありませんが、ある程度の知識や、そういったものも必要になってきます。各種大会に向けて、このスポーツボランティアの育成、これをどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小泉聖一） スポーツボランティアの育成ということなんですが、育成という中で、ボランティアとして、先ほど大部分がやはり交通整理、立哨というところなんかもありますので、こういうところにつきましては、大会前に打ち合わせ等で行ったりとか、そういうところで注意を払っていただいたりということでの仕事、業務のやり方というのは指示しているところなんですけれども、そのほかにもスキルアップのために研修というものも、やはり必要になってくるかなということで、これは折を見て研修の機会なども検討してまいりたいと思っております。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） ぜひ育成ということに力を入れ、いろいろな研修会や勉強会を開いてスポーツボランティアの質の高さを期待しておりますので、よろしくをお願いします。

現在このスポーツボランティアの募集方法はホームページ等だと思うんですが、またこういうふうになかなか集まらないのであれば、SNS、今非常に人気があります。そういったものを活用して募集をふやし、また栃木的那須塩原市に2022年に国体が開催されるということで、市民への周知、理解がまだまだ足りないというところが現状だと思います。スポーツボランティアの募集と市民への周知活動も一緒に、一石二鳥ということで行えば非常に効率がいいのじゃないのかなと思います。その辺をお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小泉聖一） 募集とあわせて周知もということなんですけれども、現在スポーツボランティアの募集につきましては、市の広報であったりホームページ、こういうところと、あとそれぞれのスポーツ施設にチラシを置きまして募集のほうをかけていると、なかなか目に触れる機会が少ないということもあります。

それと現在のところ、スポーツボランティアの年齢構成としましては、50代から70代が登録している方のうち約8割弱というところで、若い方がなかなか、仕事もあつたりというところで忙しいのかな、登録できないかなと思っています。そういう若い人の目に触れる機会としまして、この後SNSの活用などもやはり検討しながら募集のほうをもう少し多く人が登録できるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 50から70の方々がほぼほぼの戦力になっているということで、余り若い人は時間がなかったり、いろいろなところで制約されるので、なかなかこのスポーツボランティアに登録できないという実情はよくわかります。

しかし、国体が来るわけですので、SNSから発信すれば、今の学生の方々は今すぐほとんど情報をスマートフォンで収集しますので、その辺も少し考えていただき、市民への周知活動とともにスポーツボランティアの募集も少し考えていただきたいと思います。

それでは、(4)に移ります。

各会場で来場者にはどのような那須塩原市らしさ、おもてなし、これ非常に難しいところだと思いますが、ありきたりではなく、どのように具体的に、来ていただいた方におもてなしを考

えているのかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小泉聖一） 来場者におもてなし、どのようなものということなんです、これにつきましても、実行委員会というものを組織している中で、専門委員会のほうがこれから実行委員会に移行した後に設置されることになっております。その中で実行委員会の専門委員会の中で、具体的な内容というものをまた検討していくということにはなっていますけれども、特産品を生かしたものとしましては、牛乳の試飲であったりとか、巻狩鍋、こういうものについて地元でとれたものなどの食材の提供というようなことにもつながるのかなと。

また那須塩原市、昨年5月に日本遺産の登録も受けました。こういう日本遺産の登録を受けたところによっても、この紹介などを行いまして観光に結びつけていければなというものも考えてはいますけれども、具体的な内容につきましては、その専門委員会のほうでご検討をいただくということで進めてまいりたいと思っております。

○議長（君島一郎議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時11分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） おもてなしということで那須塩原市にたくさんのいいものがありますので、それらを組み合わせていただき、その専門部会で

もんでいただくということで、ぜひ最高のおもてなしを期待しております。

続きまして、(5)の再質問に移らせていただきます。

最近、小中学生も部活動、特に運動部に入る入部率が非常に低下する中、運動離れが懸念されますが、この国体を見ることにより授業の一環で応援や見学、そういったものをきっかけにスポーツ、部活に、また目覚めてくれて、そういったものなるんではないのかなと思うんですが、国体で小中学生に応援や見学、そういったことを期待しておりますが、いかがですか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小泉聖一） 国体の応援を児童生徒にもということなんですけれども、授業の一環としてこういうものができるかということなんですけれども、応援や見学に当たってということで、会場が5カ所ということになるわけなんです、必ずしも小学校、中学校から近いところばかりではないということもあります。移動の手段であったり、あるいは授業の時間、そういうものであったり、あとはちょうど秋休みに入るか入らないかという時期になっていますので、そういう状況もちょっと見ながら、応援、こういうものについては今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） ぜひこの生で見るという体験は非常に大切です。特に可能であれば塩原地区はもうゴルフ場はすごく近いので、生のゴルフを見るとまた、小学生、中学生にゴルフ部というのはないですが、運動するきっかけの一つなると思っていますので、ぜひその辺は取り入れていただきたいと思っております。

前回の栃の葉国体では、旧黒磯市はソフトテニスの国体開催場所でありました。このことがきっかけで旧黒磯市はソフトテニスが普及し、今でも盛んなスポーツになり、発展しております。それらを踏まえて、国体開催を一つの起爆剤として、きのうもその国体のお話の中で生涯スポーツ社会の実現に向けてというふうなことがありましたが、今後スポーツをこの地域に根づかせるということで、どのような取り組み、どのような考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小泉聖一） きのうもこの地域に競技種目、どのように根づかせるのかというようなことでお話がありました。幾つかもう既に根づいているなと思う種目もあります。また、きのうもちょっとお話ししましたけれども、馬術というのは、なかなか実際に競技をする機会もないと、どのように根づかせたらいいのかなというものも、やはりあります。この辺については、検討させていただきたいと思っています。

また、先ほど、一番初めのちょっと答弁でもありましたように、この国体の後、全国障害者スポーツ大会というところで、現在、那須塩原市のほうではボッチャの会場候補地ということで手を挙げています。また、決定ということではないんですけれども、ボッチャの会場候補地ということで手を挙げています。

このボッチャというのは何だということ、これについて、やはり障害者スポーツの中でも市民の方、健常者も障害者の方もなかなかわからないかなということで、今度、皆さん、ちょっとお聞きください、3月17日日曜日、議会閉会の後、にしなすの運動公園におきまして、これは体育館なんです、1時からボッチャのパラリンピアン、

秋元妙美さんという方を招きまして、講演会とこのボッチャの体験会をやります。これから障害者スポーツ大会で手を挙げているボッチャというものがどういう競技かというのを、議員の皆さんもぜひごらんいただければと思います。ぜひ根づかせていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） お知らせ、ありがとうございます。

日曜日の新聞でも、下野新聞の中にもボッチャの写真が載っておって、車椅子に乗りながら的に当てるという競技、なかなか非常に難しいということで、それも障害者スポーツ、別にこの5種目だけではなく、まだボッチャは開催予定で来るというふうなことはなかなかわからないので、そういうふうなことも根づかせるということで了解いたしました。

(6)の再質問に移らせていただきます。

先ほど今回、第22回の全国障害者スポーツ大会ということで、障害者スポーツは13種目、現在、多分あると思うんですが、そのボッチャの開催場所はどちらになる予定ですか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） ボッチャの開催場所として手を挙げているところですけども、本市の……

〔「すみません、市の施設」と言う人あり〕

○保健福祉部長（田代正行） 市の施設ですか、にしなすの運動公園の体育館での開催ということで予定してございます。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） ちょっと言葉足らずで、すみませんでした。

にしなすの運動公園というところでボッチャをやるということで、来られる方もどうしても車椅子とか、そういった方が多いと思うんです。そういう人たちのための障害者の施設、トイレであり、スロープであり、駐車場など、そういったところの整備はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、トイレと駐車場の整備ということでお答えをさせていただきます。

まず初めに、現在、にしなすの運動公園の体育館付近には、障害者の方が使えるトイレが3つ、あと駐車場が2つということですが、いずれにしても大会が開かれるということになりますと、これでは数が少ない、絶対数が足りませんので、今考えてございますのが、仮設を中心に整備をさせていただきたいということで考えてございます。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 仮設で対応していただくということで、その辺もぜひ、来た場合、よろしくをお願いします。

このボッチャを那須塩原市が選んだ、一つの手を挙げた理由を教えてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） ボッチャを選んだ理由ということでございますが、まず施設的なものということで、ボッチャをやるコートがバドミントンコートとほぼ同じということで、あの体育館はバドミントンコートが14面とれるということで、この大会の開催条件が8面ということですので、これがまずクリアできるということが1つ。

あともう一つとしましては、本市にボッチャの愛好者が何人かいるということで、ボッチャの県の会長さんもいらっしゃるということで、そんなところから競技に詳しい方がいるというのが2点目の理由という、この2つが大きな理由ということでございます。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） ぜひボッチャも来ていただいて、国体だけではなく、障害者スポーツ大会のほうもぜひ来ていただいて、障害者の方、来場者の方、選手の方々に楽しく、そして格好よくスポーツをしていただきたいと思います。

まとめに、2022年に国内最大のスポーツの祭典である国体が栃木県、そして本市において開催されることは、市民一人一人がいつでも、どこでも、いつまでも、それぞれのライフステージに応じた運動やスポーツに親しめるまちを目指していると考えます。大会開催に向けて官民一体となり、国体に取り組み、那須塩原市民の総力を結集して、大会目的を達成できるように万全な態勢づくりで本番を迎えていただきたいと思います。

以上で1番の質問を終了いたします。

続きまして、2番、温泉や地域資源を活用した地域の活性化について。

本市には、豊富な湯量と多彩な泉質が楽しめる塩原温泉と、下野の薬湯として知られている板室温泉があります。食、自然、文化・歴史などを楽しめるすばらしい地域資源がありますが、その豊富な湯量を生かして、さらなる地域の活性化につなげることができると考えられます。

例えば岐阜県高山市の奥飛騨温泉の温泉旅館では、温泉水を利用してバナナの栽培を行っております。

また、那須町の民間企業では、ビニールハウスの支柱に温泉水を張りめぐらせて、ブドウの苗木

やイチゴの栽培の実証実験を行っております。

このような事例を参考に活性化等が考えられることから、以下の点についてお伺いいたします。

(1)市が管理している源泉の年間の湧出量と配湯量についてお伺いいたします。

(2)本市における温泉を活用した取り組みをお伺いいたします。

(3)温泉熱を活用した農作物を提供することにより、ガストロノミーツーリズム事業（その土地を歩きながら、その土地ならではの食を楽しみ、歴史や文化を知る旅のこと）で温泉地の魅力を引き出し、多くの方に体験してもらうことで地域の活性化になると考えるが、本市の所感を伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

副市長。

○副市長（片桐計幸） 2の温泉や地域資源を活用した地域の活性化について、私からは(2)及び(3)についてお答えをいたします。

初めに、(2)の本市における温泉を活用した取り組みについてお答えをいたします。

温泉熱を活用した取り組みといたしましては、板室温泉では旅館での給湯や暖房、塩原温泉ではスッポンの養殖などがございます。また、温泉水を農作物のイメージアップに活用した塩原大根の「湯あがり美人」や温泉を飲料として活用した焼酎、ビール、梅酒が那須塩原ブランド品認定となっているほか、良好な泉質を源泉100%の化粧水として活用した「温泉みすと」などがございます。

次に、(3)の温泉熱を活用した農作物を提供することによるガストロノミーツーリズム事業での地域活性化に関する本市の所感についてお答えをいたします。

温泉熱を活用した農作物につきましては、温泉地ならではの観光資源の一つとして地域活性化に

寄与するものと考えており、県及び関係団体と連携しながら、その可能性も含めて研究してまいります。

○議長（君島一郎議員） 塩原支所長。

○塩原支所長（宇都野 淳） 次に、私からは(1)の市が管理している源泉の年間の湧出量と配湯量についてお答えいたします。

塩原地区で市が管理している源泉は12カ所あり、年間の湧出量は104万208m³、そして配湯量につきましては82万5,408m³となっております。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 答弁、了解いたしました。

それでは、(1)の再質問に移らせていただきます。

今回、この質問をする契機になったのは、板室温泉の旅館が温泉熱の有効利用と再生可能エネルギーの利用促進活動に対して功績が認められ、平成30年度環境大臣表彰をいただいたことがきっかけとなりました。客室、浴室、厨房、給湯及び露天風呂の全てを温泉の配湯熱を利用してヒートポンプで賄い、温泉熱利用熱交換器で熱交換された温水で施設内の全てに温泉式床暖房を導入しました。年間CO₂の削減が643t、排出量の削減を実現したということで、ヒートポンプの導入によって年間400万円の経費が削減されたというふうな報告を受けました。

こういった事例で本市でもたくさんのこの温泉、那須塩原市、調べてみると210の源泉があります。びっくりしたんですけども、西那須野地区にも6の源泉があるということは、私も知らなくて驚きました。そういった中で、こんこんと湧き出るお湯を見ながら、この温泉を何か利用できないのかなということで、今回の質問になりました。

先ほど答弁いただいた(1)の市が管理している塩原地区の中で12カ所の源泉があるということをお

話を受けましたが、どのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

塩原支所長。

○塩原支所長（宇都野 淳） 市が管理している温泉事業は、大きく3つに分かれます。まず1つが市営温泉事業で、これは地域でいいますと、福渡、そして塩の湯、門前、こちらに8カ所の源泉を有しまして、18軒のホテルや旅館、そして共同風呂、介護施設等に給湯を行っております。そして、もう一つが上塩原・中塩原・上中温泉管理事業、こちらの事業では、3カ所の源泉がございまして、そこから161軒の家庭やホテル、旅館、共同風呂などに給湯を行っております。そして、もう一つが観光施設の湯っ歩の里、こちら12カ所となっております。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） いろいろなところに配湯されているということで、塩原地区の方は一般家庭も配湯されているということで、毎日いい温泉に入るのは非常にありがたい、うれしいなという限りです。

先ほども言いましたけれども、栃木県は628の源泉がある中、210、本市、那須塩原市、これは県内でも一番の数字です。続きまして、日光市が162ということで、いかにこの210の源泉、この温泉が地域資源として眠っているということで、もうこれを生かさない手はないというふうに考えております。

先ほど言った年間の湧出量と配湯量の中で、年間を通した温泉の供給は、十分に行き届いて十分に間に合っているのか、塩原地区の現況をお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

塩原支所長。

○塩原支所長（宇都野 淳） 供給は十分であるのかというご質問につきましては、一つはいわゆる供給しているお湯、それから使ったお湯、この差というものが余剰量というものではかられると思うんですが、例えば、先ほど申しました市営の温泉事業では10万tで6,697㎡のお湯が、また上中温泉事業では6万2,474㎡、また湯っ歩の里では4万5,629㎡のいわゆる余剰の温泉がございますので、そういった意味からすれば、供給というものは十分あるというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 温泉の供給は十分間に合っているということで認識しました。

先ほど最初の答弁にいただいた湧いているお湯と配湯量ということで、差し引きしますと20万㎡、立方メートルだとちょっとなかなかわからないんですが、換算してみると、学校のプールの約600杯以上のお湯が今、実は余っているということが計算上成り立っていると思います。

そういった20万㎡あるこの温泉、湧いている温泉で要らなくなっているお湯、余っているお湯というふうな解釈をしていいのかちょっとあれなんですけど、利用されずに源泉かけ流しみたいなっているお湯、非常にもったいないと思いますが、その温泉についての所見についてお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

塩原支所長。

○塩原支所長（宇都野 淳） このいわゆる余剰のお湯につきましては、オーバー水ということで排水されております。いわゆる季節によってもこの量というものは変わりますので、夏場は多くの方がお使いなさっている時期とか土日なんかには、お湯はたくさん使いますので、オーバー水は少なくなる、一定ではないということなんですけど、こ

の温泉というものは、やはり地域固有の資源としては大変高いポテンシャルがあります。そのためにこの熱のエネルギーというものをどのように効率的に使うかというものは、今後のこれからも課題であると考えますし、また先ほど議員がおっしゃったように地球温暖化、CO₂、こういった環境に対しても私たちはこれからしっかり対応していかなくちゃいけないというふうに考えておりますので、こういったところの事業運営というものも今後考えていく課題であるというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 本当に余っているお湯というのは活用の価値がいっぱいありますので、いろいろな事例、先ほども冒頭で述べましたが、非常に市の財源と言ったらちょっとあれですけども、地域の資源ということになりますので、非常にもったいないということで、その辺のお湯をうまく今後の課題として研究して、有効に使っていただきたいと思います。

それでは、(2)の再質問に移らせていただきます。

先ほど答弁の中で、那須塩原ブランドも入っているということで、焼酎、ビール、そういったものが認定品になっているということで、たくさん那須塩原ブランドに認定されている商品があります。そういった温泉を活用した商品は幾つも出ていると思いますが、一つの例ですが、温泉を活用して那須塩原市を代表する牛肉を温泉水でしゃぶしゃぶしてみたり、例えばほかの温泉地の事例でもあるんですが、温泉煎餅、温泉おかゆ、温泉豆腐、ぴんとこないんですけども、そういった那須塩原ブランドをふやすいろいろなアイデアで今後、温泉の利用の勉強会、研修会してほしいと思いますが、その辺の所見をお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 温泉のさまざまな利用について研修をというご質問でございますけれども、今ご質問の中でありました、例えば温泉を利用したさまざまな料理、そういったものについては、既に本市で取り組んでおります食のキャンペーン「朝食イッピン物語」の中で、さまざまな提供はさせていただいているところでございます。例えば温泉湯豆腐、あるいは温泉おかゆ、それから温泉水のしゃぶしゃぶといったところがございます。観光地ならではの朝食といったところで、こういったものにつきましては、市としても積極的にPRしていきたいというところでございます。

こういったものをいかに普及していくかというところにつきましては、今後の検討課題かなというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） わかりました。

ヨーロッパ諸国では、温泉地、入浴と並行に飲泉、飲むほうです、飲むという文化がありまして、医療と密接に結びついているところがあります。温泉は、いろいろな利用があり、お風呂に入るだけではなく、飲泉というものもあるということは、わかっていたかと思いますが、塩原地区には飲む温泉の場、飲泉場がどれぐらいあるのかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

塩原支所長。

○塩原支所長（宇都野 淳） 塩原地区には、この飲泉、お湯が飲める箇所が10カ所ほどございます。温泉地としては大網温泉や塩の湯温泉、また門前、古町、そして元湯温泉、こういったところに飲泉場がございます。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 10カ所あるということで、

恐らく湯っ歩の里にも多分、飲泉場があったと思うんです。西那須野地区では、旅館のところに1カ所だけ飲泉場があったような気がしますので、飲泉ということで飲めばすごい元気になるというわけじゃなく、これは飲泉は県の許可が必要で、利用基準は環境省が定めているということで、飲めばすぐ元気になるというわけでもなく、飲み過ぎもよくないということで、調べさせていただきました。

健康を目的として古くから行われているヨーロッパでは、飲泉というそんな文化があります。私は、かつて市の海外交流促進事業でフランスに行かせていただきました。外国の温泉場で市民がいつでも利用できる飲泉場や、化粧品メーカーが温泉地とコラボした美容などの現場を見て、大変驚いたのを今でも思い出します。こうした世界的な温泉の活用も市民の健康増進やインバウンドにつながるなら検討するべきだと思いますが、その辺の所見を伺います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 飲泉の普及をということでございますけれども、議員おっしゃられたように、主要施設の中では湯っ歩の里に飲泉の場所はございます。やはり本市の良質な温泉といったものを、入浴というところはもちろんですけれども、ある程度飲んでいただくということも、そういったことを体験していただくということも非常に温泉の有効な活用ではないかというふうにご考えておりますので、その辺の活用につきましても今後さらにどのような手法がとれるのかといったところについては、研究してまいりたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） そうすると、11カ所、市には飲泉場があるということで、飲み歩きということで飲泉場マップ、そういったものもつくっていただくと、違った視点から温泉を楽しめるということで、そういったところでまたいろんな観光客がふえるのかもしれませんが、それがインバウンドにつながるかどうかは、なかなかちょっと難しいところではありますが、そういったものも検討していただきたいと思います。

冒頭で述べた以外に、青森県のおいらせ町では、温泉熱を利用した観光農園でとれたての新鮮な野菜や特産品などを直売しており、天然温泉の足湯、国産バナナで人気の亜熱帯果樹園、通年収穫できるイチゴ園、ビュッフェスタイルのレストランを併設しております。また、秋からは秋そばの花と新そばで、1年を通して楽しんでいただける滞在型の観光農園を目指し、やっておるところがあります。また、ここの一つのポイントとして、その観光農園の施設の中で障害者の就労支援ということも積極的に行っており、農業、観光、地域、福祉をつなぎ合わせた通年型の総合交流施設をつくり、農林水産大臣賞に輝いております。

そういった事例を踏まえまして、温泉のさらなる活用として本市の今後の考えをお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 青森県のおいらせ町の温泉の活用、それについて本市でどのように考えるかということでございますけれども、確かにご紹介の事例といったものにつきましては、農業、観光、それから福祉といった、そういった多面的なものに非常に大きく寄与するすばらしい取り組みだというふうには考えております。

本市におきましても、こうした温泉の活用、あ

るいはこうした事業に意欲的な事業者、あるいは市民の方がいらっしゃれば、積極的にその事業計画に応じた支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） ぜひそういう事業者さん、いらっしゃいましたら支援をしてください。よろしくをお願いします。

先ほどは山本はるひ議員のほうで太陽光のほうのお話をさせていただいて、今、再生可能エネルギーということで太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスというふうにたくさんの再生可能エネルギーがあります。その中で私は温泉熱は有効なエネルギーと思いますが、環境の面から見て、温泉熱の所見を伺いたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（鹿野伸二） 環境の面ということですので、生活環境部のほうからお答えをさせていただきます。

先ほど板室温泉の例、それからおいらせ町の例、こういったものをお話いただきましたが、再生可能エネルギー、それからCO₂の削減、こういったところから見れば有効な活用資源、このように考えております。特に、昼夜を問わず発電確保できるということで出力も確保できるというところからは、本当に有効な資源と、このように考えております。

ただ導入に当たっては、初期投資、開発費用、これが高額であること、それから温泉熱を利用するに当たっては、地元というか、その温泉の関係者との協議、調整が必要になるということが課題としてあるということですので、今後とも情報収集に努めまして、どういった形で利用できるかというところを研究してまいりたいと、

このように考えております。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） いろいろな問題を抱えているということと理解しました。恐らく先ほどの太陽光の環境の景観とか、いろいろよりは若干クリアできるんじゃないのかなと、設備投資が結構お金がかかるので、その辺、懸念はされますが、ぜひ再生可能エネルギーの中で地熱、温泉熱ということとは有効だと思いますので、引き続き参考と検討と両方一緒にやっていただけるよう、よろしくをお願いします。

それでは、3に移らせていただきます。

ガストロノミーツーリズムによって、かつて塩原温泉で似たような事業、ウォーキング、そういうふうな事業をやったというふうなことを耳にしましたが、どのような事業だったかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

塩原支所長。

○塩原支所長（宇都野 淳） 塩原温泉において、かつて平成19年度に塩原流のヘルスツーリズムという事業を実施しました。このときには、塩原の観光協会、旅館組合、商工会さんなどの協力をいただきまして、塩原の資源である温泉、そして自然、そして歴史、こういったものと食べ物、食とウォーキングというものをセットにした健康増進型のプログラムという形で実施しました。

具体的には、専門のガイドさんが同行しまして、歩いて歴史や自然などを指導して、最後にお宿に帰ってヘルシーなお料理を食べるということで実施いたしました。その後の振り返りとしては、かなり健康を優先したヘルシーな食べ物、そして、なかなかその手間というものもかかったものから、なかなか定着はしにくかったかなというふうな振り返りのお話をいただいております。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） なかなか根づかなかったということで、いろいろな諸問題があるということとはよくわかりました。

観光庁が2015年に訪日外国人の消費動向の調査をしたところ、訪日外国人が一度日本に来て、次回、日本に来てやりたいこと、1位が日本食を食べること、2位がショッピング、3番が自然・景勝地観光、4番目に温泉と入浴ということになっているんです。ですから、観光地というのは、もうこれからますますインバウンドというふうなものに関しては、日本食、もちろん那須塩原市のいいものを食べていただいて、自然・景勝地観光ということでいろいろな体験、今、時期は違いますが、板室のほうではダム湖でカヤック、そして塩原地区ではスノーシュー、パラグライダー、いろいろな体験型のスポーツをしております。

そういった中で塩原ビジターセンターというのは、一つの鍵になってくると思うんですが、年間を通してさまざまいろいろな事業、ウォーキング事業を行っていると思います。たくさんある事業でございまして、どのような事業か、またその参加者の声や、そのときの様子について伺いたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

塩原支所長。

○塩原支所長（宇都野 淳） 塩原温泉のビジターセンターの事業内容でございまして、こちらについて30年度の実績でございまして、全部で97の事業を行いまして、参加者が1,494名、アンケート等によって宿泊等も数値として捉えておりますが、264名の方がお泊まりになっております。

内容としては、四季を通したそれぞれのプログラム、またいわゆるお子様とビギナーの方が森と触れ合う楽しみ、そして短時間だけちょっと歩

きたいよという方のための短時間のプログラムや、最近はやりのスノーシュー、こちらについては非常に近年利用者がふえているんですが、こういったもののプログラムを用意してございます。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 塩原温泉ビジターセンターの内容はわかりました。

先ほども体験の事業ということで、たくさん体験事業があります。現在の嗜好も変わっている中で、時代を捉えた体験型の事業はインバウンドも含め、将来には観光目的の重要な目的となると思いますが、そのあたりどう思うか所見をお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 体験型といったところの観光目的についてどう思うかというご質問でございますけれども、インバウンドといったものに限らず、旅行ニーズは団体旅行から個人旅行、それから物の消費から事の消費に変化しているというふうに言われております。国、観光庁などにおいても、地域の独自性を生かした体験コンテンツの重要性については提言をされているところでございます。本市におきましても、体験型コンテンツにつきましても、滞在時間、それから消費額の増加、あるいは満足度の向上といったものに大きく寄与するものということから、非常に重要なものというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） 今、外国人観光客はもう行った先でSNSで拡散させていただきますので、ぜひ塩原地区、板室地区、那須塩原市、全ての地区でインバウンドの力を引き続きいろいろな角度で取り組んで、積極的に観光に生かしていただきたいと思えます。

今後の観光は、観光に来てくれるお客さんのための観光業だけではなく、他の事業所や市民がかかわることが重要であると考えられます。地域活性化が問題になっている課題解決のための取り組みとして、例えば温泉を利用した商品の開発や野菜づくりなどお年寄りがかかわれば、健康増進とともに、人手不足の解消、地域の活性化につながると考えられますが、インバウンドとちょっと飛んじやいましたが、最後にこの所見をお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（小出浩美） 温泉を利用した商品開発といったところのいろんな人にかかわるといところで、地域の活性化につながるではないかというご指摘、ご質問でございますけれども、那須塩原の温泉といったところに関しましては、昨年来、那須塩原さまざまなテレビ番組で取り上げていただいているところで、その中の内容を見ますと、やはり那須塩原市の売りは豊富な泉質、豊富な湯量のある温泉といったところが売りなんだろうというふうには、マスコミなんかでもそういうふうに見ているのかなというところでございます。

そうした観点から見れば、今回ご質問いただきましたような温泉を活用したさまざまな取り組みといったものは非常に重要であるというふうに考えておるところでございます。観光に利用する、それから農業に利用する、さまざまところに那須塩原ならではの温泉の活用方法というところを見つけて、地域活性化につなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 1番、山形紀弘議員。

○1番（山形紀弘議員） ぜひ、こんこんと湧き出るお湯は地域の財産、地域の資源、そういったも

のは、この本市は非常に210もある源泉も持っておりますので、有効に活用していただきたいと思
います。

まとめます。温泉とは何か、温泉地とは何か、
単なる宿泊地となってしまうのか、温泉
旅館内だけで滞在だけで終わっていないか、温泉、
温泉地はもっともっと大きな役割を果たせると私
は思います。

現在、団体旅行から個人旅行への旅行スタイル
に変化してきました。団体旅行に対応した大型旅
館を中心にする温泉地が置かれている状況は大変
厳しくなっております。また、訪日外国人観光客
が増加している傾向もあります。その中でも温泉
は永遠と湧いております。使われていない温泉に
目を向け、観光にも商業にも地域にも役に立つ温
泉を有効に利活用して、本市のさらなる発展につ
なげていただきたいと思います。

以上で私の市政一般質問を終了します。お世話
になりました。

○議長（君島一郎議員） 以上で1番、山形紀弘議
員の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◎散会の宣告

○議長（君島一郎議員） 以上で本日の議事日程は
全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時53分